

令和6年度

包括外部監査結果報告書

「基金に関する財務事務の執行について」

令和7年3月

岡山県包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）の選定理由	1
4. 監査対象部署	1
5. 包括外部監査の対象期間	1
6. 包括外部監査の方法	2
7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
8. 利害関係	2
第2 包括外部監査対象の概要	3
1. 岡山県の基金の状況	3
2. 令和5年度に設置している基金の一覧	5
3. 積立基金の直近10年間における残高推移	6
4. 運用の状況	7
第3 基金の事務手続	9
1. 基金の管理に関する事務	9
2. 基金の運用に関する事務	12
第4 包括外部監査手続の概要	20
1. 各基金について実施した手続	20
第5 包括外部監査の結果	24
1. 監査の結果及び意見について	24
2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見	24
3. 監査の結果及び意見（全体意見）	25
第6 監査の結果（各論）	27
1. 三木記念事業基金	27
2. 財政調整基金	31
3. 県債管理基金	34
4. 公共施設長寿命化等推進基金	37
5. 再生可能エネルギー等推進基金	40
6. 職員退職手当基金	43
7. 土地開発基金	46
8. 環境保全・循環型社会形成推進基金	49
9. 文化振興基金	54
10. 岡崎嘉平太記念館基金	58
11. 新進美術家育成支援基金	61
12. 地域医療介護総合確保基金	65

13.	災害救助基金.....	69
14.	福祉基金.....	72
15.	社会福祉施設整備基金.....	75
16.	安心こども基金.....	78
17.	子ども災害見舞金基金.....	84
18.	愛とふれあいの基金.....	87
19.	後期高齢者医療財政安定化基金.....	90
20.	介護保険財政安定化基金.....	93
21.	地域介護活動支援等基金.....	96
22.	国民健康保険財政安定化基金.....	99
23.	国民健康保険保険者機能強化基金.....	102
24.	工業振興特別基金.....	105
25.	総合展示場コンベックス岡山整備基金.....	108
26.	市町村営団地開発促進事業基金.....	112
27.	新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金.....	115
28.	農業構造改革支援基金.....	118
29.	おかやま森づくり県民基金.....	121
30.	おかやまの森整備公社経営改善推進基金.....	125
31.	森林整備地域活動支援基金.....	129
32.	市町村森林経営管理支援基金.....	132
33.	県立学校施設等整備基金.....	135
34.	公立学校情報機器整備基金.....	138
35.	図書館等整備基金.....	141
第7	基金残高の実在性の検討.....	144
第8	おわりに.....	145

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下、単に「法」という場合もある。）第 252 条の37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

基金に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）の選定理由

県が保有する令和 4 年度末の基金は約1,748億円となっている。令和 5 年度の一般会計歳入予算総額8,022億円に対する基金残高の割合は約22%となっており、基金の重要性は高いといえる。

また、県の「令和 6 年度当初予算のあらまし」においても、今後も財政調整基金の取崩しが続くことと見込まれていることや、歳出面における物価上昇、人件費上昇及び社会保障関係費の上昇など、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、基金の適切な活用は必要不可欠な状況であるといえる。

さらに、基金の運用面でも、日本銀行が2024年 3 月にマイナス金利政策を解除し、金利上昇傾向の環境下における運用効果の県の財政への影響も大きくなっていく環境下にある。

そこで、基金のあり方に関する県の基本方針を検証するとともに、当該基本方針と基金の現状が整合しているか、また、基金の管理・運用が適切かつ有効に実施されているか等について検討することは、今後の県の財政運営の観点からも有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象部署

基金に関する財務事務の執行に関わる全部署

5. 包括外部監査の対象期間

原則として令和 5 年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

6. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

県が保有する各基金に関する財務事務（管理及び運用等）について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の着眼点とした。

- ・基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。
- ・基金の運用は効率的に行われているか。

(2) 監査手続

- ・各基金の所管部署に、監査人が作成した所定の調査票への記入を依頼した上で、当該調査票に基づきヒアリングを実施するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各基金の概要を把握する。
- ・令和5年度中の基金の増減内容を把握するとともに、その中からサンプルを抽出し、基金の増加が関係法令、条例、規則等に準拠して、適切に処理されているか、また、基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして、適切に行われているかをヒアリングするとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により確認した上で、その有効性について検討する。
- ・基金の使用実績が乏しいと考えられる基金を中心に、今後の基金の活用又は運用計画が適切に立案されているか、ヒアリングを実施するとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を実施する。
- ・令和5年度末の基金残高について、県による金融機関からの残高証明書等の照合状況を確認する。
- ・令和5年度における基金の運用状況について、ヒアリングを実施するとともに、関係書類の閲覧を行い、非効率な運用が行われていないか検討する。

7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

(2) 補助者

公認会計士	黒田 直樹	公認会計士	大森 浩二
公認会計士	服部 紘児	公認会計士	富岡 真衣
弁護士	石井 克典		

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査対象の概要

1. 岡山県の基金の状況

(1) 基金の定義

基金とは、特定の目的のために準備された元手となる資金であり、地方自治体は、条例によって、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための資金又は財産を設置することができる。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(2) 基金の役割

- ① 歳入・歳出の著しい変動に対して年度間の財源を調整する
- ② 特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営する

(3) 基金の分類

基金は、法第 241 条第 1 項の規定により、次の 2 種類に分類される。

積立基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金 例えば学校の建設資金を確保するため、地方債の償還のために積み立てる資金又は財産である。これらの基金は、その設置目的を実現するためにそれから生ずる収益のみならず元本をも処分し使用することができる。
定額運用基金	特定の目的のために定額の資金を運用する基金 財源調達のために設置されるものではなく、一定額の前資金を運用することにより特定の事務又は事業を運営するために設けられるものである。例えば物品の集中購買等のために設けられるもの、資金の貸付けのために設けられるもの等をいう。

(4) 運用の分類

個別運用	基金ごとに経理及び運用商品を区分して個別に管理運用する手法 (長所) ・運用方法に基金所管部署の意向を反映しやすい ・運用収益の各基金への帰属が明確である (短所) ・不測の基金取り崩しに備え、各基金が一定の流動性を確保する必要があり、基金全体でみると過剰な流動性を有する結果になりやすい
一括運用	基金と預金債券の1対1の関係をなくし、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理運用する手法 (長所) ・基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率を高める事が可能 ・運用事務の集中化 (短所) ・運用収益の各基金への帰属が相対的に不明確

上記のとおり、個別運用は財産「管理」の観点では厳密性の高いやり方であるが、財産「運用」の観点では、スケールメリットがなく、必ずしも得策とは言い難く、県では、認められた基金は全て一括運用している。

繰替運用	季節的変動の大きい歳計現金の一時的な不足を補填するため、基金に属する現金を歳計現金の口座に移す（貸し付ける）ことである。 県では、各基金の条例において、「知事が、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」と規定した基金のみ繰替運用が認められている。
------	--

2. 令和5年度に設置している基金の一覧

県が令和5年度に設置している基金は次のとおりである。なお、下記表の各基金残高は年度末（3月末）残高であり、出納整理期間後（5月末）の残高ではない。

令和5年度末 基金残高					(単位：百万円)	
No.	基金名	種別			合計	備考
		現金	債券	その他		
1	三木記念事業基金	51	-	-	51	
2	財政調整基金	34,390	4,762	-	39,152	
3	県債管理基金	27,069	44,469	-	71,538	
4	公共施設長寿命化等推進基金	15,266	2,114	-	17,380	
5	再生可能エネルギー等推進基金	593	-	-	593	
6	職員退職手当基金	7,276	1,007	-	8,283	
8	環境保全・循環型社会形成推進基金	1,164	161	-	1,325	
9	文化振興基金	1,018	641	-	1,659	
10	岡崎嘉平太記念館基金	130	18	-	148	
11	新進美術家育成支援基金	87	-	-	87	
12(1)	地域医療介護総合確保基金 (保健医療部分)	4,099	568	-	4,666	
12(2)	地域医療介護総合確保基金 (子ども福祉部分)	1,732	240	-	1,971	
13	災害救助基金	775	-	-	775	
14	福祉基金	819	113	-	932	
15	社会福祉施設整備基金	1,023	142	-	1,164	
16	安心こども基金	1,514	-	-	1,514	
17	子ども災害見舞金基金	51	7	-	58	
18	愛とふれあいの基金	299	-	-	299	
19	後期高齢者医療財政安定化基金	3,489	483	-	3,972	
20	介護保険財政安定化基金	2,154	-	-	2,154	
21	地域介護活動支援等基金	933	129	-	1,063	
22	国民健康保険財政安定化基金	3,080	426	-	3,507	
23	国民健康保険保険者機能強化基金	103	14	-	117	
24	工業振興特別基金	-	-	-	-	※1
25	総合展示場コンベックス岡山整備基金	330	46	-	376	
26	市町村営団地開発促進事業基金	209	-	-	209	
27	新型コロナウイルス感染症対応 中小企業支援基金	3,085	-	-	3,085	
28	農業構造改革支援基金	46	-	-	46	
29	おかやま森づくり県民基金	1,107	-	-	1,107	
30	おかやまの森整備公社経営改善 推進基金	8,499	-	-	8,499	
31	森林整備地域活動支援基金	21	-	-	21	
32	市町村森林経営管理支援基金	225	-	-	225	
33	県立学校施設整備基金	131	18	-	149	
34	公立学校情報機器整備基金	-	-	-	-	※2
35	図書館等整備基金	394	55	-	449	
積立基金 計		121,160	55,413	-	176,573	
7	土地開発基金	3,693	-	8,178	11,871	※3
定期運用基金 計		3,693	-	8,178	11,871	
基金 合計		124,853	55,413	8,178	188,443	

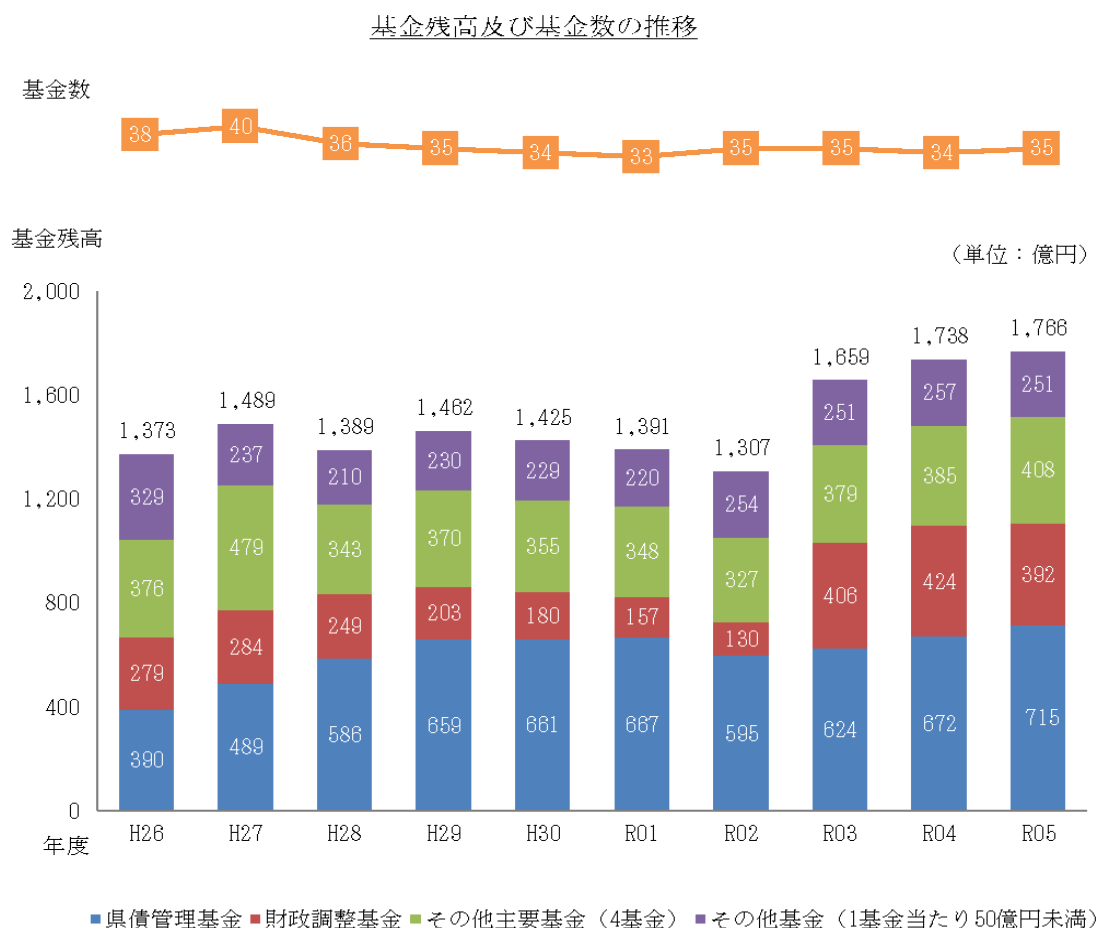
※1 令和6年度廃止予定

※2 令和6年3月22日新設

※3 「その他」の内訳は、土地 8,134 百万円および貸付金 44 百万円

3. 積立基金の直近 10 年間における残高推移

県の平成26年度から令和5年度までの10年間に保有する積立基金の年度末残高（4分類）及び基金数の推移は次の図のとおりである。



積立基金の残高は「県債管理基金」及び「財政調整基金」の2つで全体の約6割を占める。また、上記2つの基金の他、過去10年間の中で50億円を超える残高を有する基金が4つあり、当該基金を加えると、残高上位6つの基金で全体の約8割を占めている。

その他主要基金（4基金）

（単位：億円）

No.	基金名	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
4	公共施設長寿命化等推進基金	60	90	90	99	97	96	96	164	174	174
6	職員退職手当基金		40	40	60	60	60	50	50	50	83
12	地域医療介護総合確保基金	9	54	75	80	74	76	73	65	69	66
30	おかやまの森整備公社経営改善推進基金	307	295	138	131	123	115	108	100	93	85
その他主要基金 計		376	479	343	370	355	348	327	379	385	408

平成26年度から令和元年度までは「県債管理基金」が増加した一方、その他の基金は減少したため、基金全体としては概ね横ばいで推移した。

令和2年度において「県債管理基金」および「財政調整基金」が大きく減少しているが、新型コロナウイルス対策費用の捻出等による基金残高の減少である。一方で「その他基金（一基金当たり50億円未満）」が増加しているのは、新型コロナウイルス対策関連基金2つの新設による影響である。

令和3年度から基金残高が急増しているのは、主に「財政調整基金」の増加影響であるが、これは主に新型コロナウイルスに関する国からの交付金による。

基金数は、平成28年度から令和元年度までに臨時特例基金の廃止等により減少が進み、その後は新型コロナウイルス対策関連基金の新設等により概ね横ばいで推移した。

4. 運用の状況

(1) 運用区分

基金残高のうち、個別運用残高は640億円と約34.0%であり、一括運用残高が1,245億円と約66.0%を占めている。

「県債管理基金」、「文化振興基金」は一定の利回りが求められるため、一部債券を個別運用している。

「新進美術家育成支援基金」、「市町村営団地開発促進事業基金」については繰替運用が条例で認められていないため、個別に現金を運用している。

「災害救助基金」、「土地開発基金」は一括運用が認められていないが、繰替運用は認められているため、他の基金とは区分して繰替運用を行っている。

(単位：百万円)

No.	基金名	種別			合計
		現金	債券	その他	
3	県債管理基金	8,615	41,927	-	50,542
7	土地開発基金	3,693	-	8,178	11,871
9	文化振興基金	-	500	-	500
11	新進美術家育成支援基金	87	-	-	87
13	災害救助基金	775	-	-	775
26	市町村営団地開発促進事業基金	209	-	-	209
個別運用 計		13,379	42,427	8,178	63,983
一括運用 計		111,474	12,986	-	124,460
基金 合計		124,853	55,413	8,178	188,443

(注)「土地開発基金」の現金3,693百万円のうち、令和4年度末の現金残高3,650百万円が繰替運用されている。(令和5年度中の土地売却収入である54百万円や公共用地等取得特別会計に対する貸付及び償還などを除く。)

(2) 運用利息

令和元年度から令和5年度までの5年間の積立基金に属する現金（繰替運用を含む）及び債券運用に係る年度平均残高並びに運用利息の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	年度平均残高(A)	運用利息(B)	利回り(B/A)
令和元年度	144,969,139	279,317	0.193%
令和2年度	140,054,121	285,755	0.204%
令和3年度	135,959,697	311,791	0.229%
令和4年度	171,267,761	303,489	0.177%
令和5年度	174,075,649	339,493	0.195%

上記令和5年度の利回り0.195%の内、一部個別運用を実施している「県債管理基金」及び「文化振興基金」を除いた利回りは0.068%であり、「県債管理基金」は0.352%、「文化振興基金」は0.294%と、他よりも高い利回りとなっている。

第3 基金の事務手続

1. 基金の管理に関する事務

(1) 設置

基金は、特定の目的をもって条例で定めることにより設置される。

なお、法律で設置が義務付けられている基金として、財政調整基金（地方財政法）と災害救助基金（災害救助法）がある。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋（再掲）

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）より抜粋

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第 4 条の 3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなる時は、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

（災害救助基金）

第 22 条 都道府県等は、前条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

(2) 積立て・取崩し

基金及び基金運用益の積立ては、各会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上したうえで実施する。なお、基金の運用益を基金に編入するかは各基金条例で定められている。

基金の取崩しは、設置条例で定めた特定の目的に充当する場合のみ可能であり、基金から直接目的事業に充当するのではなく、基金から一般会計に繰り出した上で充当することとなる。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）第 241 条

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

(3) 財産管理

基金に属する現金は歳計現金の出納・保管と同様に、会計課が出納・保管を行っている（地方自治法第170条）。一方、基金に属する債券については、財政課が管理を行っている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）第 241 条

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

岡山県財務規則（昭和 61年 3 月 20 日 規則第 8 号）より抜粋

（県有有価証券の整理）

第 185 条 県の所有に属する有価証券(以下「県有有価証券」という。)は、公有財産に属するもの及び基金に属するものに区分して整理し、かつ、基金に属する県有有価証券は、基金ごとに区分して整理しなければならない。

（基金の取扱い）

第 267 条 基金の取扱いについては、この節に規定するもののほか、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

(4) 廃止

基金の処分は一部の処分と全部の処分があり、全部の処分は基金の廃止となるた

め、条例を廃止して処分することになる。

基金を廃止する場合は、条例を廃止したうえで、廃止した日付で基金残高の全てを取り崩し、一般会計に繰り戻す。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋 （再掲）

（基金）第 241 条

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

2. 基金の運用に関する事務

(1) 運用に関する基本的な方針

基金の運用について、地方自治法で「確実かつ効率的に運用しなければならない」ことが規定されている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）第 241 条

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

県では、基金を含む県資金の運用に関する基本的な事項を定める「岡山県公金運用方針」を策定している。この中の、「2 基本原則」において、県資金の運用は安全性を最も優先し、十分な流動性を確保した上で、可能な限り収益性の確保に努めることを規定している。

岡山県公金運用方針（令和元年 7 月 1 日改正）より抜粋

2 基本原則

(1) 資金状況の把握

公金の運用に当たっては、各公金の状況をできる限り正確な運用期間の設定や運用商品の選択を行う。

(2) 安全性の確保

ペイオフ解禁に伴い、完全な元本保証を得ることが困難となったことを踏まえ、公金の運用に当たっては、元本の安全性の確保を最も重視する。このため、金融機関の経営情報の入手・分析や安全性の高い金融商品での運用に努める。

(3) 収益性の向上

安全性を最優先とする運用を行う中で、可能な限り利回りが最大化するよう努める。

その上で、「岡山県公金運用方針」「3 公金運用の基本的方針」において、歳計現金及び繰替運用を行う基金等については、現在の運用状況や過去の保有状況の推移等を踏まえ、将来運用可能な資金量を可能な限り正確に把握し、預金を基本とした安全性の高い資産運用を実施する事としている。

また、一括運用を行う基金については、歳計現金の資金繰りに支障をきたさない範囲内で債券による資金運用を行い、金利変動の影響を緩和する為、定期的に一定額を購入するラダー運用を基本としている。

具体的には、法律や条例により運用方法が規制されているものを除き、繰替運用する現金の額を決定し、残りの基金残高の範囲内で総務部財政課が原則、債券の一括運用を実施している。

総務部財政課において、ルールに従い、債券の購入先や金額を決定後、出納局会計課は運用資金を指定の金融機関に移管する。

岡山県公金運用方針（令和元年7月1日改正）より抜粋

3 公金運用の基本的方針

(1) 歳計現金及び繰替運用を行う基金等

① 運用可能資金の把握

歳計現金及び繰替運用を行う基金等について、現在の運用状況や過去の保有状況の推移等を踏まえて、将来における運用可能な資金量をできる限り正確に把握し、合理的な運用金額や運用期間を設定する。

② 運用商品の選択

運用は、元本保証のある預金を基本とするほか、デフォルトの可能性の極めて低い債券又は債券現先によるものとする。

具体的な運用商品の選択は、その時々の運用金額や運用期間、金利情勢や市場における対象商品の状況等を踏まえて決定する。

③ 預金による運用を行う場合の基本方針

預金による運用を行う場合は、原則として、引き合い対象として選考した金融機関のうち、引き合いへの参加を希望する金融機関に対して引き合いを実施し、最も高い利回りを提示した金融機関に預金することとし、この引き合いの対象とする金融機関は、別に定める方法により選考する。

④ 債券現先による運用

債券現先の運用については、別に定める方法による。

(3) 一括運用を行う基金

① 目的

一括運用を行う目的は、事務の簡素化を図るとともに、予期せぬ基金取崩に基金全体で対処することで、長期運用を可能とし、収益性向上を図るものである。

② 一括運用の対象

ア 果実運用型基金

イ その他の特定目的基金のうち、当面長期運用が可能と見込まれる基金

③ 運用の方針

一括運用を行う基金については、基金の設置目的に応じた管理をするとともに、歳計現金の資金繰りに支障を来さない範囲内で債券による資金運用を行う。

また、金利変動の影響を緩和するため、定期的に一定額を購入するラダー運用を基本とする。

④ 運用商品の選択

(2)の②と同様とする。

(2) 基金計画の策定

各基金管理者は、「基金運用計画書の提出について」を総務部財政課に提出し、総務部財政課は、各基金の運用計画内容を確認後、1年間の基金の積み立て及び取崩しに関する計画書である「基金運用計画書」を3月に出納局会計課に提出する。

岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日 規則第 8 号）より抜粋
（基金の運用計画）

第 265 条 知事又はその委任を受けて基金を管理する者（次条において「基金管理者」という。）は、毎年度、基金の運用計画を定め、年度開始の十日前までに基金運用計画書（様式第百三十三号）を会計管理者に送付しなければならない。基金の運用計画を変更しようとするときも、同様とする。

公金の運用に関する基準（令和 6 年 4 月 1 日改定）より抜粋

1 各月ごとの資金の状況把握

収支計画報告課所は、毎月15日までに、その翌月から3か月先までの収支計画を出納局会計課へ報告する。また、総務部財政課、土木部都市局都市計画課及び企業局総務企画課は、基金現金、企業会計内部留保資金を歳計現金へ繰替運用する計画について変更の都度、出納局会計課へ報告する。

出納局会計課は、この報告をもとに毎月、その翌月から3か月先までの資金計画書を取りまとめる。

県は、公金を確実かつ有利に運用するため、「岡山県公金運用方針」に定めるところにより、岡山県公金運用会議を設置している。

岡山県公金運用会議は、総務部財政課長、土木部都市局都市計画課長、出納局会計課長及び企業局総務企画課長で構成され、四半期ごとに開催される定例会議において、以下の議題について審議する。

岡山県公金運用会議要綱（令和２年４月１日改正）より抜粋
（所掌事務）

第２条 会議は、次の事項について審議する。

（１）年間運用指針の決定

年度の開始に先立ち、当該年度の公金の運用に関する指針を定めること。

（２）四半期ごとの運用計画の決定

四半期ごとに、当該四半期に行う公金運用について具体的な実施計画を定めること。

（３）引き合い対象金融機関の選考

預金による運用を行う場合において、引き合い対象とする金融機関の選考基準を定めるとともに、引き合い対象金融機関の選考を行うこと。

（４）債券による運用の決定

債券による運用を行う場合において、購入条件を決定すること。

（５）引き合い対象金融機関の経営状況把握及び危機対応の検討

引き合い対象金融機関の経営状況指標等の各種情報に著しい悪化が見られ、破綻懸念が生じていると認められる場合又は破綻した場合に、当該金融機関に対して取るべき措置を検討すること。

（６）その他

その他会議に付することが適当と認められる事項

(3) 基金運用

歳計現金への繰替運用を行う場合には、総務部財政課から出納局会計課に対して「預金現金預託通知書」を提出して依頼する。

出納局会計課では、依頼を受けた預託基金を歳計現金の口座に移し、歳計現金とともに一元管理し、歳計現金等として次の基本原則に基づき運用する。

なお、出納局会計課では、運用先金融機関等を選定するに当たっては、利率のみならず、ペイオフ時における借入金との相殺可能額、その他の安全性を考慮したうえで選定している。

公金の運用に関する基準（令和6年4月1日改定）より抜粋

2 歳計現金及び繰替運用を行う基金等

(2) 預金による運用金額、運用期間及び運用商品

① 運用金額

歳計現金、繰替運用可能な基金現金及び企業会計内部留保資金を一括して運用する場合においては、緊急の支払準備金として原則30～40億円程度を普通預金に据え置き、それを超える資金について、最小運用単位を5億円（選考後の預金等の状況により、相殺可能額の残額が5億円未満となった引き合い対象金融機関がある場合は1億円）として運用することとする。

ただし、県内に本店がある金融機関に限定した引き合いを実施する場合は、5億円の運用とする。

(3) 債券現先による運用

① 対象証券会社の選考

財務省が公表する国債の落札・応札順位（1月期から6月期まで、7月期から12月期まで）における短期国債の落札総額の上位10社のうち、会計管理者が別に定める債券現先で運用する証券会社の選考基準に基づき、健全と判断した証券会社上位5社を選考する。

なお、健全と判断した証券会社が5社に満たない場合は、当該基準に該当する証券会社を限度とする。

② 対象債券

対象とする債券は、国庫短期証券とする。

③ 運用期間及び運用額

原則として、1回の運用は1週間程度とする。1証券会社当たりの預入額は200億円を限度とする。

④ 債券現先運用と預金による運用との区分

債券現先運用による利率と預金による運用利率を比較し、有利と想定される運用方法を選択する。

出納局会計課では、繰替運用を行っていた基金について、年度末に運用利息とあわせて、歳計現金口座から基金口座へ資金を戻している。運用利息は、出納局会計課が計算した繰替運用利息をもとに、年に1度、3月末時点での年度平均基金残高（日次）の割合で各基金に按分する。 $(\text{運用利息} \times \text{各基金年度平均残高（日次）} \div \text{繰替運用基金年度平均残高（日次）})$

一括運用を行う債券については、基金の設置目的に応じた管理をするとともに、歳計現金の資金繰りに支障を来さない範囲内で以下の基準に従い、債券による資金運用を行う。

出納整理期間においては、各基金の3月末時点の債券比率（債券残高÷現金及び債券残高）をもとに、翌年度のあるべき債券運用額を算定し、所管替え（現金から債券への振替）を実施する。

また、金利変動の影響を緩和するため、20年及び10年債を合わせて毎年10億円ずつ購入するラダー運用を基本としている。

運用利息は、総務部財政課が計算した一括運用利息をもとに、繰替運用利息と同様に、年に1度、3月末時点での年度平均基金残高（日次）の割合で各基金に按分する。 $(\text{運用利息} \times \text{各基金年度平均残高（日次）} \div \text{一括運用基金年度平均残高（日次）})$

公金の運用に関する基準（令和6年4月1日改定）より抜粋

3 県債管理基金

(1) 運用商品の選択

運用に当たっては、次の掲げる金融商品のうち有利なものから優先して選択する。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 政府関係機関債（政府保証債及び財投機関債等（道路会社債、空港会社債を含む））
- ④ 地方公共団体金融機構債

(2) 運用の原則

運用に当たっては、当該商品を満期まで保有することを原則とする。

ただし、次の①から③までの場合に限り、運用中の債券を売却することができる。

- ① 資金の安全性を確保するために必要な場合
- ② 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- ③ 安全性を確保しつつ、より収益性の高い商品を購入する場合

4 一括運用を行う基金

(1) 運用商品の選択

3の(1)と同様とする。

(2) 運用の原則

3の(2)と同様とする。

(3) 運用の収益

運用収益は、年に1度、3月末時点での基金残高の割合で按分により配分し、年度末までに、各基金に振り替える。

(4) より効率的な運用手法の検討

より効率的な運用実現のため、安全性とのバランスを図りつつ、他の地方公共団体、金融機関等が行う先進的な運用手法の導入を検討する。

定額運用基金である「土地開発基金」は、地方自治法に基づき、毎会計年度「基金運用状況報告書」を作成し、監査委員の審査を受けたうえで、議会に提出する必要がある。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）第 241 条

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

（４）基金残高の確認

財政課等からの情報に基づき、会計課において毎月、監査委員報告用に「基金計算書」を作成し、例月出納検査資料の一部として決裁のうえ、代表監査委員へ提出している。

基金計算書における各資産の残高確認は以下のとおり、実施されている。

資産種類	担当課	照合先帳票
普通預金	会計課	金融機関作成の基金収支対照表
大口定期預金	会計課	金融機関発行の残高証明書
繰替運用	会計課	金融機関作成の出納日計表
債券	財政課	証券会社発行の残高証明書

（財政課ヒアリングに基づき監査人作成）

第4 包括外部監査手続の概要

1. 各基金について実施した手続

(1) 基金概要の把握

概要を把握するため、基金所管部局に対し、次の調査票により回答を依頼した。

なお、各基金の概要説明は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(事前調査票の調査項目)

基金の概要

項目名		記載内容
基金名		対象の基金を選択してください。
所管部署	管理	課室名を記載してください。部名は不要です。
	運用	記載不要です。財政課、会計課と相談して記載します。
根拠例規		設置根拠となる条例、法律等を記載してください。
設置年月日		設置年月日を記載してください。
設置目的		設置根拠となる条例、法律等に記載されている目的を記載してください。
基金が充当される事業の概要		事業の概要を記載してください。
基金の種別	基金の種類	土地開発基金以外は特定目的、土地開発基金は定額運用と記載してください。
	使用形態	取崩型（基金を取り崩して事業を実施）もしくは果実運用型（基金を取り崩すことなく、運用益で事業を実施）と記載してください。土地開発基金のみ「一」と記載してください。かっこは記載不要です。
主な積立財源		一般財源もしくは予算の款名を記載してください。国庫支出金の場合、後ろにかっこ書きで国の補助金・交付金名を記載してください。名称がわからなければかっこ書きは不要です。 予算の款名→地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、諸収入、県債
予算計上会計		基金を充当している会計（一般会計or特別会計）を記載してください。
備考		何かあれば記載してください。

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等の把握

基金の積立・取崩方針及び課題等を把握するため、各基金所管部局に対し、次の調査票により回答を依頼した。

なお、各基金の積立・取崩方針及び課題等は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(事前調査票の調査項目)

基金の積立・取崩方針及び課題等

項目名	記載内容
基金の積立方針	積立方針を記載してください。
基金の取崩方針	取崩方針を記載してください。
基金の目標額	目標額があれば記載してください。
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	不足額や不足の場合の今後の方針があれば記載してください。
担当課の考える課題	課題を記載してください。
その他	何かあれば記載してください。

(3) 基金の残高推移の把握

基金の残高推移を把握するため、各基金所管部局に対し、次の調査票により回答を依頼した。

なお、各基金の残高推移は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(事前調査票の調査項目)

基金の残高推移

項目名	記載内容
残高推移の表	千円単位ですので、各項目四捨五入で記載してください。 その際、横の計算が合わないのは問題ありません。 残高及び増減がゼロの場合は、「－」ではなく「0」と記載してください。
令和5年度の基金増加理由	運用益の場合は、運用益(*,***千円)と記載してください。その他の内容がある場合は、可能な限り金額も含め、記載してください。
令和5年度の基金減少理由	可能な限り、金額も含め記載してください。

(4) 各基金の運用益の把握

上記のほか各基金の運用益を把握するため、運用担当部局に対し、回答を依頼した。

(5) 事前ヒアリング

上記、各基金の事前調査票を依頼する前に、県における基金自体の概要把握等を目的として以下の質問及び依頼資料を徴求し、監査対象を理解した。

① 概要及び全般

No.	依頼資料
1	岡山県組織図
2	基金に関する財務事務の概要
3	基金に関する条例・規則及びその下部規則、マニュアル及び事務フロー図
4	基金に関する財務事務の予算編成の関連図（予算編成予定表等）
5	令和5年度の基金積立・取崩事務に係る簿冊の一覧
6	中長期的な事業充当に関する計画等（ある場合）
7	令和5年度の基金充当事業（事業名、決算額、財源）に関する一覧
8	令和5年度の各充当事業の概要が分かる資料
9	令和5年度の基金充当事業に関する簿冊の一覧

② 基金詳細

No.	依頼資料
10	過去10年（H26～R5）の基金一覧及び増減表
11	基金に属する現金の繰替運用依頼書又は基金の預金運用依頼書
12	翌年度基金額積立・取崩計画書
13	翌年度以降10年間の基金額推移計画書
14	基金額積立・取崩計画変更報告書（変更が生じた場合）
15	目指す県の姿に合致した基金に関する具体的な将来方針、計画又は事業

(6) 各基金の個別ヒアリング

原則として、令和5年度に係る事務を対象として、基金及び基金充当事業の性質に応じて、質問・資料閲覧等の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第6監査の結果（各論）において、それぞれ記載している。

(7) 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

県では、過去において、基金全体に関する包括外部監査を受けたことがない旨を確認した。

2. 基金の実在性の検証

令和6年3月末日時点の「基金関係計算書」における基金残高について、金融機関が発行した基金収支対照表・出納日計表・残高証明書等の書類、及び証券会社が発行した債券に係る残高証明書と照合し、その実在性を検証した。

第5 包括外部監査の結果

1. 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反、又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

上記記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の実務上における多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分ができない場合があることを、ご承知おきいただきたい。

2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見

監査の着眼点		指摘事項	意見	総合意見
①	基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。	指摘事項 2	意見 3 意見 7 意見 8 意見13	—
②	基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。	—	—	—
③	基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。	指摘事項 1	意見 1 意見 4 意見 6 意見 9 意見10 意見12 意見14	全体意見 1
④	基金の運用は効率的に行われているか。	—	意見 2 意見 5 意見11	全体意見 2
合計		2 件	14件	2 件

3. 監査の結果及び意見（全体意見）

全体意見とは、各基金の管理及び基金の運用について個別に検討した結果、複数の基金に共通した事象を踏まえ、基金の管理及び運用に係る業務全般について改善又は検討を要すると判断した意見である。

《基金の管理に係る全体意見》

【全体意見1】

基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて

各基金について個別に検討した結果、次のような基金が認められた。

- ・ 基金充当事業による今後の使用見込みが現時点で明確でない基金
- ・ 現時点での今後の使用見込みに比して基金残高が過大又は過少と思われる基金
- ・ 設置目的のための特定の充当事業がなく、使用する見込みが不明確な基金

基金の役割は、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金を除いて、単年度の予算措置が困難な事業について、特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり運営することである。しかし、上記のような基金は、設置後の状況変化や基金充当事業の実施見込額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分も含まれていると思料される。

厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、その部分も一般財源に含めて検討し、県の事業全体の中から優先順位が高いものに充当すべきであり、上記のような基金については特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを開始する方が望ましいと考える。

したがって、基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額を整理し、基金の適正規模を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討することが望まれる。

【全体意見2】

運用にかかる知識・ノウハウの習得と外部専門家等の活用の検討について

運用については財政課及び会計課が担当部署であるが、公金運用であるため、より保守的な運用方針での運用になる点は否めないと考えている。

しかし、昨今の金利上昇環境下においては、より安定的で効率がよい運用手法を日々検討し実現することは、県の財政状況に対して好影響をこれまで以上に及ぼす可能性があるため、新たな知識・ノウハウを習得し、かつ中長期となる運用期間にわたり運用方針を継続していくことは、より意義があると考ええる。

したがって、他の先進的な地方自治体への訪問や、債券運用や資金調達に関する専門的な知見を有する外部人材をアドバイザーとして招聘するなどにより知識・ノウハウを習得するとともに、定期的な人事異動があっても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる組織体制の整備について検討することが望まれる。

第6 監査の結果（各論）

1. 三木記念事業基金

（1）基金の概要

基金名	三木記念事業基金	
所管部署	管理	運用
	総務学事課	会計課
根拠例規	岡山県三木記念事業基金条例	
設置年月日	昭和40年3月23日	
設置目的	故岡山県知事三木行治氏の業績をたたえとともに、同氏の人間愛に満ち公共奉仕に徹した精神を生かし、地域社会の発展に貢献した者を顕彰し、又は助成することによって、社会公共の福祉を増進し、もって岡山県の発展に寄与するため	
基金が充当される事業の概要	岡山県三木記念事業基金の運用により、三木記念賞・三木記念助成金を贈っている。昭和43年度が第1回、令和6年度で第57回。 1 表彰対象：岡山県内に居住するか、縁故のある個人又は団体で、行政、社会、産業、文化及び国際等の分野において、公共奉仕の精神に徹し、自ら進んで献身的な奉仕者として地域社会の発展に寄与したもの。国籍、年齢、性別は問わない。 2 現在までの受賞者数：三木記念賞232名、同助成金153団体 3 受賞者の決定：岡山県三木記念事業基金運営審議会（委員10名）の答申に基づいて、知事が行う。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	寄附金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

（2）基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	事業実施に要した経費を取り崩す。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である総務学事課に対してヒアリングを実施した。

当基金の成り立ちについては、岡山県のホームページにおいて以下の説明がなされている。

「故岡山県知事三木行治氏は、昭和39年に日本人として初めて、アジアのノーベル賞といわれているマグサイサイ賞を受賞されましたが、この受賞は全県民の協力の賜物であるので、これを郷土の発展に役立てたいとの考えから、受賞金の全額を県に寄付されました。県では、氏の私なき献身の精神と業績を末長く称え、遺志を引き継ぐため、この寄付金と県民からの浄財とによって40年に岡山県三木記念事業基金を設置しました。その運用により、43年から公共奉仕の精神をもって地域社会の発展に貢献した者を顕彰し、又は助成する岡山県三木記念事業を実施することとしており、これまでに57回を数え、233人、153団体を顕彰しています。

なお、助成金については、推薦数の減少により、平成29年度から募集を休止しています。」

(以上、岡山県ホームページより。参照URL <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-1778.html>)

上述のとおり、当基金の成り立ちは、基金及び事業の名称に冠されている故三木岡山県知事がマグサイサイ賞を受賞した際の受賞金及び県民からの寄附を基金として積み立てることが端緒となっている。

三木記念賞創設時には、行政、社会、産業、文化、国際親善の5分野を設けて各分野で功績を残した個人への表彰、団体に対する助成金の交付が行われていたが、平成23年の第44回以降は分野別での表彰を個人、団体ともに廃止している。その後、平成29年からは推薦数の減少もあり団体の候補者の募集が廃止され、個人についても平成30年の第51回以降は受賞者を原則1名とする等、事業の規模は縮小が続いている。

現在では、基金を取り崩すことにより個人の表彰事業を継続する一方で、積立原資としては基金の運用益のみという状況であることから、基金の残高は漸減しているものである。そのため、将来的には基金が対象とする事業を実施するための原資が枯渇することが予想されるものの、現状の事業規模を前提とした場合、直ちに事業の実施に窮するものではないことから、基金の運営についての見直しは行われていない。

基金の方針に関して関連規則等に基づいて執行されているかという観点で手続きを実施した結果、発見された意見は以下のとおりである。

【意見1】

現在、当基金で実施される事業は、個人に対する表彰のみとなっており、団体に対する助成は推薦者の減少を理由に事業が休止されているが、所管部署においては、毎年、関係者への聴取等により推薦に値する団体の有無について情報収集しているところである。ただし、当基金の設立の目的には、「地域社会の発展に貢献した者を顕彰し、又は助成する」との記載があり、表彰に値する者については、より広く表彰するのが基金の目的に合致することから、助成金対象の推薦についても、募集を再開することを検討することが望まれる。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1) 減少(*2)	
令和元 年度	56,374	3	56,118	0	56,118
		258		0	
令和2 年度	56,118	2	55,160	0	55,160
		960		0	
令和3 年度	55,160	2	53,742	0	53,742
		1,420		0	
令和4 年度	53,742	3	52,173	0	52,173
		1,572		0	
令和5 年度	52,173	6	50,753	0	50,753
		1,426		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（6千円）

*2:令和5年度の基金減少理由

1名に対し三木記念賞を授与するための経費（1,426千円）

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施するとともに、令和5年度における事業の実施報告書の閲覧を実施した。

当基金では、積み増しの原資が運用益のみとなっているのが現状であるが、預金による運用のみを実施していることから運用益も微々たる金額である。そのため、実質的に事業の実施に必要な資金について取り崩すという状況が継続している。

基金の取崩の対象となる事業費用の内訳については、受賞者の表彰に関する費用が大半であり、基金の設置目的として問題はなく、また支出の内訳についても必要な資金にとどめられており、基金の増減について指摘すべき事項は認められない。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	56,118	55,160	53,742	52,173	50,753
年度中平均残高 (A)	56,373	56,116	55,156	53,738	52,169
運用益 (B)	3	2	2	3	6
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

＜基金の運用に関する手続＞

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。
基金条例に則り、安全性の高い運用として預金による運用が行われている。
基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、下記意見が識別された。

【意見２】

現在、当基金の運用は預金により行われているが、金利が低いことから運用益として積み立てられる金額も僅かとなっている。一方で、近年の金利の上昇により、長期の国債等では金利が上昇し預金での運用と比較して相当程度有利な状況となっている。

当基金については、賞の受賞関連費用が基金取り崩しの大部分となっているが、当該事業費については百万円超の規模であり、基金残高約50,753千円を有効に運用することで取崩の一定の割合についてまかなうことも可能と考えられる。

毎年の事業費について大幅な変動が見込まれないのであれば、基金残高の一部についてより有利な条件での運用を行うよう検討することが必要である。

2. 財政調整基金

(1) 基金の概要

基金名	財政調整基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県財政調整基金条例 決算剰余金の処理の特例に関する条例	
設置年月日	昭和48年3月27日	
設置目的	県財政の年度間の財源を調整するとともに、県債の償還財源を確保し、もって財政の健全な運営を図るため。	
基金が充当される事業の概要	年度間の財源調整	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、財産収入、繰越金	
予算計上会計	一般会計	
備考	基金残高には交付税精算や国庫返納に対応するためのものが含まれています。	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	地方財政法に基づく積立を行う。
基金の取崩方針	財源不足額に対し取崩を行う。
基金の目標額	標準財政規模の5%に相当する額
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	目標額に対する不足額：約22億円 対応方針：令和元年度以降、前年度末を上回る残高を確保してきたところであり、目標達成に向けて引き続き積立を行っていく。
担当課の考える課題	－
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である総務部財政課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整することを目的として、余剰が生じた年度においてその一部を基金として積み立てるものである。

県では財政標準規模の5%に相当する額を積み立て目標としており、約210億円に相当する。令和5年度末残高は約304億円の残高となっており、表面上は目標額を超過する状況にある。ただし、令和5年度末の財政調整基金残高には今後の交付税精算に対応するための積立など116億円が含まれており、当該金額を除いた残額は約188億円程度となる。したがって、県では目標額に対する積立不足額を約22億円程度と見込んでいるものである。

積立の方針については条例に則り事務が執行されるものであり、取崩についても各年度における財源調整を実施したもの及び過去に交付税が過大に交付された額の精算に対応しているものの

みであり、事務処理において問題は識別されなかった。なお、交付税は7月頃に当年度の見込税収に基づき算定されるが、実際の税収との間に乖離が生じることから、後の年度において精算されるものであり、県では、当該精算が予定されている金額について区分して財政調整基金に計上しているものである。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	14, 669, 195	1, 003, 906	15, 673, 101	0	12, 771, 008
		0		2, 902, 093	
令和 2 年度	12, 771, 008	211, 776	12, 982, 784	0	12, 982, 784
		0		0	
令和 3 年度	12, 982, 784	※34, 738, 517	40, 581, 973	0	40, 581, 973
		7, 139, 328		0	
令和 4 年度	40, 581, 973	13, 627, 741	42, 399, 703	0	36, 687, 703
		11, 810, 011		5, 712, 000	
令和 5 年度	36, 687, 703	4, 381, 627	39, 151, 551	0	30, 461, 959
		1, 917, 779		8, 689, 592	

※ 令和3年度の積立額のうち、新型コロナウイルス関係の交付金の国庫返納に対応するための積立が156億円、交付税精算に対応するための積立が171億円

条例で定められたとおりに決算剰余金の2分の1などが積み立てられ、取崩は歳出予算超過分を補てんする額として算定されるため、金額の決定について、特段の処理は行われない

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益(30,000千円)、岡山県財政調整基金条例に基づく積立金(4,351,627千円)を積み立てたため。

*2:令和5年度の基金減少理由

財源調整のための取崩及び交付税精算分の取崩を行ったため。(10,607,371千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和5年度末残高のうち約15億円は主にコロナウイルス対策のために国から交付された資金の国庫返納予定額である。また、残額のうち約101億円はコロナウイルス感染症による経済活動の停滞に伴う税収の減を前提として交付税の算定が行われたものの、実際の税収が増加に転じたことから交付税の額が過大となり、当該交付税の精算が生じたことなどによるものである。交付税の多寡による精算はその後の3年をかけて行われるため、令和5年度末においても財政調整基金に残置されている。

なお、財政調整基金については、決算剰余金の2分の1の積立を原則とするが、岡山県財政調整基金条例第二条二号において、当該年度の歳出予算に定める額の積立も認められていることから、特段の問題は生じない。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	12,771,008	12,982,784	40,581,973	36,687,703	30,461,959
年度中平均残高(A)	15,234,247	13,239,410	13,058,192	40,586,940	37,649,061
運用益(B)	11,862	11,423	12,322	26,360	30,000
利回り(B÷A)	0.078	0.086	0.094	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。
基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。
基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

3. 県債管理基金

(1) 基金の概要

基金名	県債管理基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県県債管理基金条例 決算剰余金の処理の特例に関する条例	
設置年月日	平成2年3月27日	
設置目的	県債の適切な管理及び円滑な償還に寄与する財源を確保し、県財政の健全な運営を図るため。	
基金が充当される事業の概要	県債の償還	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、財産収入、繰越金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	県債の償還のために積立を行う。
基金の取崩方針	県債の償還のために取崩を行う。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である総務部財政課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、県債の適正な管理及び円滑な償還に寄与する財源を確保し、県財政の健全な運営を図ることを目的として設置された基金である。

県債には、満期日において一括して償還される一括償還債のほか、発行から一定期間経過後に返済が始まる定時償還債があるが、当基金において主に対象としているのは一括償還債の償還である。県では約1兆3,000億円の県債を発行しているが、そのうち、一括償還債の金額は約2,300億円となっている。

積立は、条例に基づき決算剰余金の2分の1を計上することに加え、総務省からの指導に基づき、発行した一括償還債の償還に備えて、発行額を償還までの年数で除した金額についても積立を行っている。取崩しについては、当基金が対象とする一括償還債の償還のための取り崩すことが予定されているものである。

実際の基金の運用においても上記方針に従い実行されているものであり、指摘事項もしくは意見として記載すべき事項は識別されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	66, 107, 588	10, 591, 180	66, 708, 768	0	63, 758, 768
		9, 990, 000		2, 950, 000	
令和 2 年度	63, 758, 768	12, 439, 983	59, 548, 751	0	59, 548, 751
		16, 650, 000		0	
令和 3 年度	59, 548, 751	14, 469, 894	62, 363, 645	0	62, 363, 645
		11, 655, 000		0	
令和 4 年度	62, 363, 645	14, 822, 280	67, 195, 925	0	67, 195, 925
		9, 990, 000		0	
令和 5 年度	67, 195, 925	14, 334, 807	71, 538, 110	0	70, 488, 110
		9, 992, 622		1, 050, 000	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益（14,022千円）、岡山県県債管理基金条例に基づく積立金（14,320,785千円）を積み立てたため。

*2: 令和5年度の基金減少理由

県債の償還に係る財源に充当したため。（11,042,622千円）

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。
各年度において発行した一括償還債について、発行額を償還までの期間を除いた額に相当する額に加えて、決算剰余金が生じた際の積立等が行われるとともに、償還に伴う取崩が行われているのみである。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	63,758,768	59,548,751	62,363,645	67,195,925	70,488,110
年度中平均残高 (A)	74,825,201	74,724,654	68,986,698	71,754,695	76,431,142
運用益 (B)	230,277	237,554	259,618	247,506	269,322
利回り (B÷A)	0.308	0.318	0.376	0.345	0.352

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。なお、当基金に関しては、他の基金と比較して積み立てた基金を取崩すタイミングが発行した県債の償還時期に対応し明確であることから、取崩について不測の事態が生じる可能性は低い。したがって、基金に積み立てた資金について債券運用できる割合が高くなる結果として、他の基金と比較して高い運用実績を残している。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

4. 公共施設長寿命化等推進基金

(1) 基金の概要

基金名	公共施設長寿命化等推進基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例	
設置年月日	平成26年3月20日	
設置目的	公共施設の修繕、改築等を計画的に実施し、その長寿命化を図るとともに、将来の大規模事業等の実施に伴う県財政への負担を軽減するため。	
基金が充当される事業の概要	公共建築物やインフラ施設の長寿命化、耐震化等のための維持修繕や改修事業	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、財産収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	公共施設の長寿命化を図るための修繕や改修、また将来の大規模事業に備え積立を行う。
基金の取崩方針	公共施設の維持修繕や改修のために取崩を行う。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である総務部財政課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、公共施設の修繕、改築等を計画的に実施し、その長寿命化を図るとともに、将来の大規模事業等の実施に伴う県財政への負担を軽減することを目的として設置されているものである。

岡山県でも、公共施設の老朽化が進み、厳しい財政状況が続く中、人口減少等による公共施設の利用需要の変化に対応して、長期的視点に立ち、長寿命化、耐震化、更新、統廃合などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と行政需要に応じた施設機能の確保を図ることにより、必要な行政サービスを持続的に提供することを目的として、岡山県公共施設マネジメント方針が策定されている。

当基金と岡山県公共施設マネジメント方針について、明確な関連があるものではないが、各年

度における歳入の増減が生じることが予想される中で、長期的な視点から公共施設のマネジメントを行うための財源を安定的に確保するために、年度の収支の動向を踏まえつつ積立が行われているものである。

【意見 3】

県では、岡山県公共施設マネジメント方針において、長寿命化を行わない場合の公共建築物の今後40年間の修繕・更新費は約4,423億円（約111億円/年）と試算しているのに対し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に基づく取組を行った場合には、使用年数の20年延長により今後40年間の修繕更新費用は、約2,536億円（約63億円/年）となり、約47億円/年の削減効果が見込まれると試算している。

上記に必要な費用について、年度ごとの負担額が過度に変動しないようにするために基金が活用されることになるが、将来における長寿命化に要する金額が多額になることが予想されることから、収支の動向も踏まえながら積み増す方針となっている。

財政的見地からだけではなく、岡山県公共施設マネジメント方針等を参考に今後の施設整備見通しを踏まえながら、着実な積立を行い、将来の長寿命化等の施設整備費に活用できるよう基金残高を確保していくことが望まれる。

（3） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	9,633,599	7,484	9,641,083	0	9,600,116
		0		40,967	
令和2 年度	9,600,116	8,272	9,608,388	0	9,323,055
		0		285,333	
令和3 年度	9,323,055	7,032,516	16,355,571	0	16,355,571
		0		0	
令和4 年度	16,355,571	1,010,624	17,366,195	0	17,366,195
		0		0	
令和5 年度	17,366,195	13,870	17,380,065	0	16,080,065
		0		1,300,000	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（13,870千円）を積み立てたため。

*2:令和5年度の基金減少理由

橋りょう維持費（57,000千円）、道路維持修繕費（685,000千円）、単県舗装補修費（153,000千円）、河川維持修繕費（144,000千円）等、インフラ施設の修繕費、更新費に充当したため。

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

当基金では、各年度における運用益を積み立てるほか、税収が見込みを超過した場合など、収支の改善が見られた年度において基金の積み増しが行われている。一方、取崩については、年度当初には毎年60億円程度の取崩しを予算に組み込んでいるものの、近年では税収が増加傾向にあったことから、一般財源から支出したものとして、基金の取崩を結果として実施しないケースが多くなっている。

令和5年度については、基金の対象となる事業に対し、13億円の取崩しが行われている。

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	9,600,116	9,323,055	16,355,571	17,366,195	16,080,065
年度中平均残高（A）	9,648,759	9,606,743	9,389,825	16,358,333	17,366,233
運用益（B）	7,484	8,272	8,891	10,624	13,870
利回り（B÷A）	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

5. 再生可能エネルギー等推進基金

(1) 基金の概要

基金名	再生可能エネルギー等推進基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	会計課
根拠例規	岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例	
設置年月日	平成26年4月1日	
設置目的	太陽光、水力等の再生可能エネルギーの利用に関する研究開発の推進、環境教育の充実、エネルギー関連分野における産業の振興等に関する施策を推進し、もってより良い環境に恵まれた持続的に発展することができる社会の実現を図るため。	
基金が充当される事業の概要	再生可能エネルギーの普及やエネルギー関連分野における産業の振興等に関する事業	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	財産収入、繰入金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	企業局の電気事業における固定価格買取制度移行に伴う増収益のうち1/2に相当する額を一般会計へ繰り入れ、基金への積立を行う。
基金の取崩方針	再生可能エネルギーの普及やエネルギー関連分野における産業の振興等に関する事業のために取崩を行う。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である総務部財政課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、太陽光、水力等の再生可能エネルギーの利用に関する研究開発の推進、環境教育の充実、エネルギー関連分野における産業の振興等に関する施策を推進し、もってより良い環境に恵まれた持続的に発展することができる社会の実現を図ることを目的として設置されている。

当基金における積立は、公営企業である企業局が実施している売電事業において、固定価格制度移行により売却単価が増加したため、一般会計で実施している事業に還元するという主旨で開始されたものである。事業は大まかに、環境部局系、産業労働系、その他の事業系に分類され、それぞれ選定された事業の財源に充当するために基金の取崩しが行われている。

当基金は、積立原資となる財源が特定されており、また取崩しについても基金の設置目的に適う事業に対し行われるものであるが、基金の運営等についてはその設立の趣旨に鑑み、適切に実施されている。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	506, 937	215, 564	722, 501	0	445, 053
		0		277, 448	
令和 2 年度	445, 053	187, 538	632, 591	0	418, 755
		0		213, 836	
令和 3 年度	418, 755	225, 094	643, 849	0	364, 844
		0		279, 005	
令和 4 年度	364, 844	188, 384	553, 228	0	395, 007
		0		158, 221	
令和 5 年度	395, 007	198, 173	593, 180	0	222, 966
		0		370, 214	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益（57千円）、補助金返納分（1,769千円）、一般会計繰入金（196,347千円）の積立を行ったため。

*2: 令和5年度の基金減少理由

地球環境保全推進事業費（146,883千円）、技術振興費（137,006千円）、産学官連携推進事業費（52,329千円）等、再生可能エネルギーの普及やエネルギー関連分野における産業の振興等の事業に充当したため。

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。また、積立原資となる企業局からの繰入に係る決裁書、基金取崩に係る補助事業についてサンプルを選定し、関連資料の閲覧を実施した。

令和5年度において積立てられた198,173千円のうち、196,346千円が企業局による再生可能エネルギーの固定価格買取制度から生じた利益の還元該当し、残額が運用益の繰入である。当該積立額については、適切に決裁が行われており、問題は識別されなかった。

また、基金の取崩しに関しても、環境文化部が担当する6事業146,883千円、産業労働局が担当する20事業203,330千円及びその他警察本部で実施した1事業20,000千円から各1つの事業をサンプルとして抽出し、関連する資料を閲覧した結果、事務の執行において指摘すべき事項は発

見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	445,053	418,755	364,844	395,007	222,966
年度中平均残高 (A)	635,915	539,471	514,031	487,850	502,682
運用益 (B)	32	18	19	26	57
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。
基金条例に則り、できるだけ効率的な運用を行っている。なお、当基金の性質として、基金に積み立てられた資金は短期間のうちに事業に使用される見込みのため債券の運用ではなく預金で運用しているが、事業の特性として問題はないものと考えられる。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

6. 職員退職手当基金

(1) 基金の概要

基金名	職員退職手当基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県職員退職手当基金条例	
設置年月日	平成28年 3 月22日	
設置目的	職員の退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、県財政の健全な運営を図るため。	
基金が充当される事業の概要	職員の退職手当の支給に必要な経費の財源に充当	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、財産収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	職員の退職手当の支給のために積立を行う。
基金の取崩方針	職員の退職手当の支給のために取崩を行う。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である総務部財政課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、公職員の退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、県財政の健全な運営を図ることを目的として設置されているものである。

岡山県において職員への退職手当は原則として一般財源から拠出されるものであるが、年度ごとの退職者数の変動により退職手当の金額に大幅な変動が生じることも想定され、その影響により県の財政に影響が生じないよう、年度ごとの変動を軽減するために設置されている。

令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度等が導入されたことに伴い、令和4年度まで原則として60歳とされていた定年年齢は、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳となる。

岡山県においても、当然に当該改正の影響を受けるため、年度ごとの退職者数が変動することにより退職手当の額についても変動が生じることとなるため、岡山県では、職員退職手当基金を活用することにより、このような退職手当の変動にも対応することとなる。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	6, 009, 932	4, 661	6, 014, 593	0	5, 014, 593
		0		1, 000, 000	
令和 2 年度	5, 014, 593	4, 465	5, 019, 058	0	5, 019, 058
		0		0	
令和 3 年度	5, 019, 058	4, 764	5, 023, 822	0	5, 023, 822
		0		0	
令和 4 年度	5, 023, 822	3, 263	5, 027, 085	0	5, 027, 085
		0		0	
令和 5 年度	5, 027, 085	3, 256, 015	8, 283, 100	0	8, 283, 100
		0		0	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益（4,015千円）及び岡山県職員退職手当基金条例に基づく積立金（3,252,000千円）を積み立てたため。

*2: 令和5年度の基金減少理由

—

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和5年度において32億円余りの積立が行われているが、これは地方公務員の定年引上げに伴い、令和5年度の定年退職者数が減少し、その反動として令和6年度の退職者数が増加することから、それに伴う退職手当の増加に備えるために基金の積立を行ったものである。

一方で、令和4年度までは退職者数及び退職手当について著しい変動がないことから、原則として運用益の積み増しのみが行われているものである。

当基金の設置目的が年度ごとの退職手当の変動を抑制することにあるため、基金の積立及び取崩は、目的に則って実施されているものと認められる。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	5,014,593	5,019,058	5,023,822	5,027,085	8,283,100
年度中平均残高 (A)	6,009,945	5,175,808	5,019,071	5,023,831	5,036,006
運用益 (B)	4,661	4,465	4,764	3,263	4,015
利回り (B ÷ A)	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

7. 土地開発基金

(1) 基金の概要

基金名	土地開発基金	
所管部署	管理	所管部署
	財産活用課	会計課
根拠例規	岡山県土地開発基金条例	
設置年月日	昭和44年4月1日	
設置目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。	
基金が充当される事業の概要	公用もしくは公共用に供する土地又は、公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得を行う公共用地等取得事業特別会計（以下「特別会計」という。）に対する貸付けを行う。先行取得後、原則として、翌年度に特別会計から償還される。	
基金の種別	基金の種類	基金の種別
	定額運用	—
主な積立財源	一般財源	
予算計上会計	特別会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	—（※定額運用であるため）
基金の取崩方針	—（※定額運用であるため）
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	当初の事業目的での利用が難しい土地や、事業を仮に廃止したとしても土地の形状や地目、場所などにより売却が難しい不動産が残っている状態である。各財産所管課には、今後も引き続き土地の有効活用を継続して検討するよう促していくとともに、各財産所管課で売却可能と判断したものについては、財産活用課において、入札等により売却を進めていきたいと考えている。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である財産活用課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置されているものである。当基金の設置時の趣旨としては、事業の実施に先行して必要な土地を取得し、取得後には担当課への振替、すなわち一般会計への繰り替えを行うことが想定されているものである。

県においても土地の取得に際しては、予め定められた用途があり土地の取得が行われているが、その後の行財政改革に伴い計画が凍結されたこと等により、一般会計への繰り替えが行われ

ないまま当基金に取得した土地等が残置されている状況となっている。

当初の計画が中止・見直しされ県による活用が見込まれない土地については、県のホームページにおいても「未利用県有財産について」として民間での活用を目指しているところである。

当基金に係る上記の状況については、以下の意見が発見された。

【意見４】

県では、平成29年度の包括外部監査により、土地開発基金の保有する土地の有効活用について積極的に売却すべきとの意見が付されており、未利用県有財産の活用を図るべく県のホームページにおいて売却予定の土地の情報を掲載している。

ただし、県のホームページに掲載されている土地は、当基金に計上されている土地の一部であり、未掲載の土地の中には、岡山市中心部の土地が含まれるなど、民間での需要が高いと考えられる物件も含まれている。県が保有するこれら土地については、県自体が活用することも選択肢の1つであるものの、一方で利用されない限りにおいては管理コストの負担が生じるのみである。これに対し、民間への賃貸による賃料収入、あるいは売却による売却代金の収受、その後の税金等を考慮して、より有効な利用方法を積極的に検討すべきである。

また、他の自治体では施設整備が概ね完了したことを理由として土地開発基金を廃止する事例も見られており、将来的な新たな土地の取得可能性が低いのであれば、基金の存続自体についても検討すべきと考えられる。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	12, 904, 584	57, 524	12, 889, 739	0	12, 889, 739
		72, 369		0	
令和 2 年度	12, 889, 739	264, 050	11, 914, 114	0	11, 914, 114
		1, 239, 675		0	
令和 3 年度	11, 914, 114	60, 882	11, 914, 449	0	11, 914, 449
		60, 547		0	
令和 4 年度	11, 914, 449	36, 234	11, 914, 772	0	11, 914, 772
		35, 911		0	
令和 5 年度	11, 914, 772	129, 961	11, 870, 779	0	11, 870, 779
		173, 954		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

特別会計へ貸付（債権）、土地売却（現金）、特別会計からの償還（現金）、特別会計への貸付利息、土地貸付料、預金利息

*2:令和5年度の基金減少理由

特別会計へ貸付（現金）、土地売却（不動産）、特別会計からの償還（債権）

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施するとともに、基金の増減に関する管理資料を閲覧した。また、土地の売却による減少について、売買契約書等の関連資料の閲覧を実施した。

当基金については、①現金、②特別会計への貸付金、③土地により残高が構成されており、それぞれ下記の要因により増減が生じる。

① 現預金

基金の運用益の受入による増加、土地の賃料収入による増加、特別会計への貸付による減少及び償還による増加が生じる。特別会計への貸付及び償還について決裁書を閲覧し、特段の問題事項は識別していない。

② 特別会計の貸付金

現預金の増減に対応するもの。増減については現預金における決裁書の閲覧にて実施。

③ 土地

現状では、新規の取得が行われていないため、実質的に売却による減少が変動要因の主たるもの。令和5年度における土地の売却について関連資料の閲覧を実施し、特段の問題事項は識別されなかった。

上記について事務執行上の特段の問題は識別されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	12,889,739	11,914,114	11,914,449	11,914,772	11,870,779
年度中平均残高(A)	12,897,162	12,401,927	11,914,282	11,914,611	11,892,776
運用益(B)	365	233	336	323	589
利回り(B÷A)	0.003	0.002	0.003	0.003	0.005

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、安全性の高い資金の運用として預金による運用が行われている。

ただし、基金を構成する現預金の残高は令和5年度時点で3,693,033千円が計上されているが、現在この資金をもとに積極的に土地の取得が行われる状況にはない。よって、基金の運用について以下の意見を記載する。

【意見5】

土地開発基金において管理されている預金残高3,693,033千円については今後、積極的に土地の取得に活用される可能性は低いと考えられる。したがって、流動性の高い預金として保有する必要性も低いことから、より有効な運用を図ることが望まれる。

さらに、現在保有されている資金残高について必要額を再考し、将来的に土地の取得に要する見込みが低い金額については、一般会計に繰り戻すことも検討すべきである。

8. 環境保全・循環型社会形成推進基金

(1) 基金の概要

基金名	環境保全・循環型社会形成推進基金	
所管部署	管理	運用
	環境企画課 (環境保全基金事業) 循環型社会推進課 (産廃税事業)	財政課、会計課
根拠例規	岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例	
設置年月日	平成15年 4 月1日	
設置目的	潤い及び安らぎのある快適な環境づくりを推進し、並びに産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、設置する。	
基金が充当される事業の概要	【環境保全基金事業】 環境問題に対する意識の醸成や県内での環境保全活動の推進に資する事業に充当している。 【産廃税事業】 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を促進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」を3つの柱として循環型社会の形成推進に資する事業に充当している。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	【環境保全基金事業】 国庫支出金(地域環境保全対策費補助金)、一般財源(地方交付税)、寄附金 【産廃税事業】 一般財源(産廃税)	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	【環境保全基金事業】 国庫補助金等を原資として造成された基金であり、運用益の全額を積み立てる。 【産廃税事業】 産廃税の収入のうち、徴税费及び保健所設置市交付金以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てる。
基金の取崩方針	【環境保全基金事業】 基金の目的を達成するために必要な事業を実施するため適切な額を取り崩す。 【産廃税事業】 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための経費の財源に充てる場合に限り、取り崩す。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	適切に運用できていると考えており、特段課題はない。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である環境企画課(環境保全基金事業)、循環型社会推進課(産廃税事業)にヒアリングを実施した。

当基金は、岡山県産業廃棄物処理税が導入された平成15年に設置されたものである。

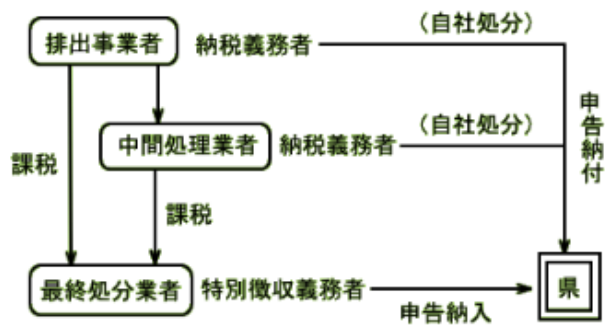
基金造成時の平成15年に国庫支出金(地域環境保全対策費補助金)として2億円を積み立てた後は国庫支出金の積み立てはなく、主な積立財源は産廃税収入となっている。

ここで岡山県産業廃棄物処理税の概要について記載する。

目的	産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することで、その発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図る。
納税義務者	排出事業者又は中間処理業者(最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)
課税標準・税率	最終処分場への搬入量1トンにつき、1,000円
使途	・産業活動の支援 ・適正処理の推進 ・意識の改革 ・保健所設置市(岡山市、倉敷市)への交付金

(岡山県HPをもとに監査人作成)

納税の仕組みは以下のとおりである。



(出典：岡山県HP)

最終処分業者は、排出業者又は中間処理業者が産業廃棄物を最終処分場に搬入したときに、処分料金とあわせて産業廃棄物処理税を徴収し、毎月分をまとめて県に申告し、納付することとなる。

なお、中間処理業者が支払う税については、中間処理料金に税相当額を上乗せすることにより、排出業者に転嫁することになる。

よって、納税義務者は、排出業者（又は中間処理業者）であるが、最終処分業者が特別徴収義務者となり、県に申告、納付する（ただし、自社処分の場合は、排出業者が申告、納付を行う）仕組みである。

当基金は、以下の2つの事業に充当される。

① 環境保全基金事業

環境問題に対する意識の醸成や県内での環境保全活動の推進に資する事業であり、啓発活動費などが主な支出である。

② 産廃税事業

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を促進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」を3つの柱として循環型社会の形成推進に資する事業に充当している。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		増加(*1)			
		減少(*2)			
令和元 年度	1, 391, 164	4, 425	1, 392, 238	425, 999	1, 453, 770
		3, 351		364, 467	
令和 2 年度	1, 453, 770	1, 243	1, 455, 013	351, 843	1, 398, 826
		0		408, 030	
令和 3 年度	1, 398, 826	1, 962	1, 400, 788	329, 312	1, 344, 816
		0		385, 285	
令和 4 年度	1, 344, 816	26, 466	1, 371, 281	314, 508	1, 294, 466
		0		391, 324	
令和 5 年度	1, 294, 466	31, 018	1, 325, 484	313, 399	1, 249, 518
		0		389, 366	

*1:令和5年度の基金増加理由

産廃税収入(313,399千円)、運用益(1,043千円)等の積み立てによるもの

*2:令和5年度の基金減少理由

産廃税事業(369,107千円)、環境保全基金事業(20,259千円)に充当したため

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

各年度の増加のうち、出納整理期間における増加は全て産廃税収入である。産廃税収入は直近5年で減少傾向にある。これは、産廃税の賦課により産業廃棄物処理量が抑制されたこと、各種の啓発活動などの成果により段階的に減少しているものである。

令和5年度における増加(出納整理期間以外)は、過年度剰余金29,775千円、寄附金200千円、運用益1,043千円である。

(減少)

年度ごとに若干の変動はあるものの、産廃税事業、環境保全基金事業に充当したものである。

令和5年度の減少は、産廃税事業(369,107千円)、環境保全基金事業(20,259千円)である。令和5年度の減少のうち、以下の2件について、個別検証を実施した結果、問題点は発見されなかった。

- ・夜間休日不法投棄等監視業務
入札から契約締結、委託業務完了までの一連の関連書類の閲覧
- ・上空監視業務
入札から契約締結、業務完了までの一連の関連書類の閲覧

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,453,770	1,398,826	1,344,816	1,294,466	1,249,518
年度中平均残高 (A)	1,385,493	1,443,855	1,408,196	1,354,217	1,307,388
運用益 (B)	1,074	1,243	1,336	879	1,043
利回り (B ÷ A)	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

9. 文化振興基金

(1) 基金の概要

基金名	文化振興基金	
所管部署	管理	運用
	文化振興課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県文化振興基金条例	
設置年月日	昭和55年 3 月21日	
設置目的	岡山県の自然及び文化遺産の保護、保存及び管理並びに地域文化の創造のための活動の援助、美術品の取得その他文化事業を円滑に実施し、もって潤い及び安らぎのある郷土づくりに寄与するため。	
基金が充当される事業の概要	・(公財)岡山県郷土文化財団が行う郷土文化保護活動 ・おかやま県民文化祭の開催（県民が文化に親しむとともに、日頃の文化活動の成果を発表する場として、県内各地で様々なプログラムを開催する県民総参加の文化の祭典）	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、寄附金	
予算計上会計	一般会計	
備考	別紙のとおり	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	寄附金及び旧岡山県文化事業振興及び美術品取得基金部分の運用から生じる運用益を積み立てる。(旧岡山県文化振興基金の運用から生じる運用益は(公財)岡山県郷土文化財団へ交付する。)
基金の取崩方針	岡山県文化振興基金条例第1条の目的(上記設置目的参照)を達成するために必要な経費の財源に充てる場合
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	当基金のうち文化事業振興分5億円は、毎年度一部を取り崩して事業に充当していることから、基金枯渇後の財源確保が課題である。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である文化振興課にヒアリングを実施した。

当基金の設置は、昭和55年であるが、岡山県行財政構造改革大綱2008に掲げる「特定目的基金の整理」に基づき、設置の目的が類似する基金の統合や、設置の意義が希薄となった基金の廃止が行われた。このことにより、設置の目的が類似することから、平成23年4月1日に、旧「岡山県文化振興基金」と「岡山県文化事業振興及び美術品取得基金」を統合し、現在の「岡山県文化振興基金」となった。

統合時点で、当基金の残高は20億円であり、その内訳は、①岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てる10億円、②岡山県立美術館の美術品を取得する経費の財源に充てる5億

円、③文化事業を円滑に実施する経費の財源に充てる5億円であった。

①は上記のとおり岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てるために積み立てられたものであるが、平成23年の基金結合後、全く取り崩しが無い状況である。基金結合時に「基金運用益ではなく、取り崩しにより郷土文化財団へ交付できないか」という議論はあったものの、当基金の原資の1/2が寄附金であり、寄附者の意向に沿った活用をすべきと考えられること、基金の取り崩しにより財源を生み出すことは、基金の減少・枯渇により財団の事業活動範囲を狭めてしまうことになる、という理由で取り崩しは行われていない。

②は重要な美術品についてタイミングを逃さず購入するためには、臨機応変、かつ、速やかに対応する必要があり、機動的に対応するためには基金を活用することが不可欠であるとして積み立てしている。購入する場合には、基金を取り崩すが、その後、一般財源で補填するため基金の残高は維持される。結果として、③の5億円のみを平成23年以降事業費に充当し、取崩している状況である。

当該③の5億円のうち、令和5年度末に基金として残っているものは、131百万円程度であり、年25百万円程度の事業費が毎年取崩されていることから、残り5年程度で基金が枯渇してしまう。

この点については、岡山県としても課題と認識している。①について、平成23年の基金結合以降、上記のような理由から取り崩しを行っていないが、③の財源が枯渇することが近い将来予想されることから、①の取り崩しによる充当や、一般財源化して事業を継続することなどを検討しているところである。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	1, 756, 732	591	1, 757, 323	0	1, 730, 483
		0		26, 840	
令和 2 年度	1, 730, 483	633	1, 731, 116	0	1, 707, 848
		0		23, 268	
令和 3 年度	1, 707, 848	1, 517	1, 709, 365	0	1, 683, 029
		0		26, 335	
令和 4 年度	1, 683, 029	445	1, 683, 475	0	1, 658, 118
		0		25, 356	
令和 5 年度	1, 658, 118	529	1, 658, 647	0	1, 631, 913
		0		26, 735	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益 (529千円)

*2: 令和5年度の基金減少理由

おかやま県民文化祭事業費への充当のための取崩 (26,735千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

令和元年度から令和5年度まで、全て運用益である。なお、令和3年度には、債券の償還があり、償還差益が含まれているため、他の年度よりも増加額が多くなっている。

(減少)

令和元年度から令和5年度まで、全て岡山県民文化祭事業費への充当のための取崩であり、各年度での取崩額はほぼ同程度である。

直近年度である令和5年度の基金取崩額について、以下の個別検証を実施した。

- ・おokayama県民文化祭実行委員会からの事業実施報告書及び収支決算書を閲覧し、対象となる事業が実施されていること及び基金取崩額と決算額に含まれる基金からの充当額が一致していることを確かめた。
 - ・起案書（令和6年3月31日）にて当該金額の取崩が決裁されていることを確かめた。
- なお、上記の令和元年度から令和5年度までの期間において、美術品の購入実績はない。

【意見6】

平成23年に設置の目的が類似することから旧「岡山県文化振興基金」と「岡山県文化事業振興及び美術金取得基金」を統合し、現在の「岡山県文化振興基金」となっている。

統合時点で、当基金の残高は20億円であり、その内訳は、①岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てる10億円、②岡山県立美術館の美術品を取得する経費の財源に充てる5億円、③文化事業を円滑に実施する経費の財源に充てる5億円であった。

このうち、③については事業に充当し、継続的に取り崩しているものの、①については、全く取り崩しが行われておらず、②については平成27年度に1度、取り崩しを行ったのみである。

現在、③のみの充当では5年程度で③の残高が枯渇することが予想されるため、様々な対応方法が検討されているところであるが、基金統合時点で③の残高が5億円であり、毎年の取崩が25百万円程度あれば20年程度で基金が枯渇することは想定できたはずである。

同一の基金の中で、①、②を充当しないのであれば基金を統合した意義も乏しいことから、③の枯渇が懸念される現状や、基金統合から10年以上経過していることを踏まえ、文化振興基金の今後の在り方を含めた検討をすることが望まれる。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,730,483	1,707,848	1,683,029	1,658,118	1,631,913
年度中平均残高 (A)	1,761,253	1,734,811	1,711,730	1,687,420	1,662,358
運用益 (B)	5,934	6,019	7,026	2,812	4,883
利回り (B÷A)	0.337	0.347	0.410	0.167	0.294

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管している。当基金では、一定の利回りが求められるため、債券500百万円を個別運用している。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

10. 岡崎嘉平太記念館基金

(1) 基金の概要

基金名	岡崎嘉平太記念館基金	
所管部署	管理	運用
	文化振興課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県岡崎嘉平太記念館基金条例	
設置年月日	平成13年 3 月23日	
設置目的	我が国の産業、経済の発展や日中国交回復に大きな役割を果たした名誉県民岡崎嘉平太氏の功績をたたえとともに、地域文化の振興に資するため、同氏を顕彰する記念館の建設等を目的とする。	
基金が充当される事業の概要	岡崎嘉平太氏を顕彰する記念館の建設等	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	寄附金、諸収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	－	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	基金の設置目的のために寄附された寄附金等を積み立てる
基金の取崩方針	事業の目的を達成するために必要な経費の財源
基金の目標額	－
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	－
担当課の考える課題	現在、記念館はきびプラザ内に入居しているが、基金の有効な活用方法を探っていく必要がある。
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である文化振興課にヒアリングを実施した。

当基金は、岡崎嘉平太氏の記念館を建設する目的で平成13年に設置されたが、当初の計画が変更となり、記念館は吉備中央町のきびプラザ内に入居することとなった。現在に至るまで建設計画が頓挫したままの状態であり、当基金は設置当初から運用益の積立のみで取崩実績はない。

管理所管部署において、今後の基金の在り方について検討中とのことである。既に、基金の設置から20年以上経過しており、これまでも基金の今後の在り方について検討されてきたが、基金を廃止しなかったのは、記念館の建設の可能性がゼロではなく、将来的な建設の可能性を完全には否定できなかったからとのことである。

また、当基金は多数の個人を含む寄附により設置され、寄附の募集などの手続は建設委員会という団体が行い、建設委員会が当該寄附金を県に渡しているという経緯から、寄附者の管理を県が直接的に行っていない。このことにより、県は寄附者の氏名や金額等の情報を正確に把握でき

ておらず、返還等も行うことができない状況である。

【指摘事項 1】

岡崎嘉平太記念館基金は、岡崎嘉平太記念館の建設を目的としてH13年に設置されたものであるが、その後計画の変更により、基金の設置から20年以上経過した現在においても建設の予定はなく、運用益の積立のみで取崩実績はない。

岡山県としては将来的に記念館の建設の可能性がゼロではないため、残しているとのことであるが、仮に記念館を建設した場合、建設コスト増加の現在の環境下においては、追加的な維持管理コストも一定金額発生し、さらには多額の一般財源からの追加的支出も発生することが予想される。当該状況を踏まえ、記念館建設の是非を検討するとともに、今後の基金の在り方を検討すべきである。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	147, 371	115	147, 486	0	147, 486
		0		0	
令和 2 年度	147, 486	127	147, 613	0	147, 613
		0		0	
令和 3 年度	147, 613	140	147, 753	0	147, 753
		0		0	
令和 4 年度	147, 753	96	147, 849	0	147, 849
		0		0	
令和 5 年度	147, 849	118	147, 967	0	147, 967
		0		0	

*1:令和 5 年度の基金増加理由

運用益 (118千円)

*2:令和 5 年度の基金減少理由

—

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。
平成13年の基金設置以降、運用益の積立のみで、取崩実績はない。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	147,486	147,613	147,753	147,849	147,967
年度中平均残高 (A)	147,371	147,486	147,613	147,753	147,849
運用益 (B)	115	127	140	96	118
利回り (B ÷ A)	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

11. 新進美術家育成支援基金

(1) 基金の概要

基金名	新進美術家育成支援基金	
所管部署	管理	運用
	文化振興課	財政課
根拠例規	岡山県新進美術家育成支援基金条例	
設置年月日	平成19年3月20日	
設置目的	岡山県にゆかりのある新進美術家の創作活動を支援し、次代を担う美術家を育成することにより、岡山県の文化の振興を図り、もって日本の文化の発展に寄与するため。	
基金が充当される事業の概要	岡山県新進美術家育成支援「I氏賞」の設置、授与等	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	寄附金、諸収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	伊藤謙介氏（岡山県出身）から寄附された寄附金及び株式に係る配当金等を積み立てる
基金の取崩方針	事業の目的を達成するために必要な経費の財源
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	現在、株式に係る配当金の額の範囲内で事業を行うよう努めているが、物価高騰等により事業費が増大しており、基金積立金の減少が続く場合、事業の見直しをする必要がある。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である文化振興課にヒアリングを実施した。

当基金は、岡山県にゆかりのある新進美術家の創作活動を支援し、次代を担う美術家を育成することにより、岡山県の文化の振興を図り、もって日本の文化の発展に寄与することを目的として、平成19年に岡山県出身の伊藤謙介氏からの寄附を基金として積み立てたことにより設置された。

毎年、一定程度の事業費を取り崩すことになるため、基金が枯渇することが想定されることから、令和4年8月に伊藤謙介氏から普通株式5万株（現在は株式分割により20万株となっている）を追加で寄附として受け入れた。令和5年度以降、この配当金収入を基金に積み立てること

としている。

【意見 7】

寄附として受け入れた普通株式 5 万株について、配当金収入のみを基金に積立てることとし、株式自体は一般会計で所管している。この点、岡山県では寄附された株式を一般会計又は基金で保有しなければならないことを定めた条例・規則等は存在しない。

企業会計においては、上場株式については期末時点の時価評価額において認識されることから、当該基金残高についても、寄附時点の株式の時価相当額ではなく、毎年度末の株式の時価相当額にすることが、実質価値を表現できるため望ましい。

具体的には、株式自体を一般会計で所管する場合には、寄附時点の株式時価相当額を一般会計から当該基金に積み立て、毎年度、株式の時価評価額に合わせ残高を増減させる又は、寄附株式を基金にて保有し、時価評価する運用を基準等で明らかにすることなどが考えられる。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	139,957	208	140,165	0	121,422
		0		18,743	
令和2年度	121,422	42	121,464	0	103,745
		0		17,719	
令和3年度	103,745	45	103,790	0	91,625
		0		12,165	
令和4年度	91,625	31	91,656	0	76,813
		0		14,843	
令和5年度	76,813	10,026	86,839	0	74,386
		0		12,453	

*1:令和5年度の基金増加理由

伊藤氏からの株式寄附に係る配当金(10,000千円)、運用益(26千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

令和5年度実施事業費への充当(12,453千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

令和元年から令和4年度までは増加は、運用益のみである。

令和5年度は、運用益に加え、令和4年8月に普通株式を寄附により受け入れたことで、配当金収入10,000千円が積立てられている。

令和4年8月22日の決裁文書にて、普通株式5万株を寄附として受け入れることが決裁されていることを確かめた。

また、当該配当金収入の金額の妥当性について以下のとおり個別検証を実施した。

株式会社の2024年3月期有価証券報告書を閲覧し、以下の事実を確認した。

- ・2024年1月1日付で普通株式1株につき、4株の割合で株式分割を行っていること。
- ・令和5年度中の配当は、令和5年6月27日の定時株主総会にて1株あたり100円、令和5年11月1日の取締役会にて1株当たり100円の配当金を支払うことが決議されていること。

以上を踏まえ、令和5年度中に受け取った配当金収入の金額を再計算した。

令和5年中に配当を受け取った時点は株式分割よりも前であることから、配当受取時の保有株式は5万株であり、令和5年度の配当金額は期末配当100円、中間配当100円の合計200円である。以上より、令和5年度中の配当金が10,000千円であることが確かめられた。

(減少)

令和5年度収支決算書にて、基金取崩額12,453千円と同額の支出があることを確かめた。また、支出内容についても賞の贈呈式の経費や奨励賞の作品展のための経費であり、特段問題となるような支出がないことを確かめた。

【意見8】

上記のとおり、当基金の存続は、今後も寄附された株式からの配当金収入が現在の水準で維持されることが前提となっている。

管理所管部署によると、令和6年以降、毎年度の基金取崩しは10,000千円程度を予定しているとのことであるが、これは令和5年度の配当金収入が今後も維持されることを前提としたものである。

ここで、寄附された株式の配当金の推移（予想含む）は以下のとおりである。

対象年度	年間配当（株）
令和3年3月期	35円
令和4年3月期	45円
令和5年3月期	50円
令和6年3月期	50円
令和7年3月期	50円（予想）

(出典：株式会社の開示書類をもとに監査人作成)

上記配当額は株式分割後に引き直した1株当たり配当額を記載している。

上場株式の配当は、每期安定的に行われる保証はなく、基金を維持するための原資としては非常に不安定な財源と言える。このため所管部署においては毎期の配当実績を基に、寄附者と都度協議を実施し対応してきたところである。しかし、基金の継続のためには、都度協議ではなく、「年間の配当状況を勘案して、基金の取り崩しを実施する」といった基金運用ルールを整備することが望まれる。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	121,422	103,745	91,625	76,813	74,386
年度中平均残高 (A)	143,083	124,443	106,698	93,652	78,335
運用益 (B)	208	42	45	31	26
利回り (B ÷ A)	0.145	0.034	0.041	0.032	0.033

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。なお、当基金は繰替運用が認められないため、現預金にて個別運用している。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

12. 地域医療介護総合確保基金

(1) 基金の概要

基金名	地域医療介護総合確保基金	
所管部署	管理	運用
	医療推進課（医療分） 長寿社会課（介護分）	財政課、会計課
根拠例規	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 岡山県地域医療介護総合確保基金条例	
設置年月日	平成26年12月22日	
設置目的	地域において効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るため。	
基金が充当される事業の概要	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づき作成した都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。 区分Ⅰ-1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（医療分） 区分Ⅰ-2：地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（医療分） 区分2：居宅等における医療の提供に関する事業（医療分） 区分3：介護施設等の整備に関する事業（介護分） 区分4：医療従事者の確保に関する事業（医療分） 区分5：介護従事者の確保に関する事業（介護分） 区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（医療分）	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源 1／3、国庫支出金（医療介護提供体制改革推進交付金） 2／3 ※区分Ⅰ-2のみ国庫支出金 10／10	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	本基金事業の対象として国から認められたものについて、国からの配分額（交付金）と一般財源分を基金へ積み立てる。
基金の取崩方針	当該年度事業に要する事業費を基金から取り崩す。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である医療推進課及び長寿社会課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、国が県に交付する医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金により、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を図ることを目的として設置されたものである。これは、平成26年6月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の成立・公布を受け、国が主導するものであり、上記区分に基づき地域において不足している施設等を改善するために国が必要となる資金を交付するとともに、県においても財源を加算することで事業が開始されている。

積立ては、上記の経緯から県独自の財源に加えて国庫からの支出金が含まれることと、仕入控除税額等の返還金が含まれることに特徴がある。

一方、基金の取崩しに関しては、基本的に補助対象事業を選定し、その実施に要する支出の一部について補助を行うことから、補助金等として交付する額が取崩しの対象となる。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移（合算）

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1) 減少(*2)	
令和元 年度	5,909,018	1,727,916	7,636,934	0	5,676,776
		0		1,960,158	
令和2 年度	5,676,776	1,644,434	7,321,210	0	5,057,341
		0		2,263,869	
令和3 年度	5,057,341	1,479,406	6,536,747	0	4,612,923
		0		1,923,824	
令和4 年度	4,612,923	2,247,698	6,860,621	0	4,365,470
		0		2,495,151	
令和5 年度	4,365,470	2,272,432	6,637,902	0	3,684,151
		0		2,953,751	

(3) 基金の残高推移 (医療分)

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	2,624,543	1,376,377	4,000,920	0	3,133,009
		0		867,911	
令和2年度	3,133,009	1,354,694	4,487,703	0	3,338,794
		0		1,148,909	
令和3年度	3,338,794	1,092,669	4,431,463	0	3,480,679
		0		950,784	
令和4年度	3,480,679	1,050,538	4,531,216	0	3,810,872
		0		720,344	
令和5年度	3,810,872	855,579	4,666,451	0	3,374,797
		0		1,291,654	

(3) 基金の残高推移 (介護分)

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	3,284,475	351,539	3,636,014	0	2,543,767
		0		1,092,247	
令和2年度	2,543,767	289,740	2,833,507	0	1,718,547
		0		1,114,960	
令和3年度	1,718,547	386,738	2,105,285	0	1,132,244
		0		973,041	
令和4年度	1,132,244	1,197,160	2,329,404	0	554,598
		0		1,774,807	
令和5年度	554,598	1,416,853	1,971,451	0	309,354
		0		1,662,097	

*1: 令和5年度の基金増加理由

令和5年度岡山県計画に基づき実施する事業費について、国からの交付金と一般財源を合わせて基金を造成したため（その他運用益・仕入控除等返還金など含む）。

（医療分）	計	855,579千円
基金造成額（国庫支出金＋一般財源）		849,093千円
運用益		2,594千円
仕入控除税額等返還金		3,892千円
（介護分）	計	1,416,853千円
基金造成額（国庫支出金＋一般財源）		1,368,450千円
運用益		1,198千円
仕入控除税額等返還金		39千円
繰越不用額		47,166千円

*2: 令和5年度の基金減少理由

令和5年度基金事業に要した事業費を基金から取り崩したため。

（医療分）	1,291,654千円
（介護分）	1,662,097千円

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施するとともに、積立及び取崩に係る関連資料並びに補助金交付要綱の閲覧を実施した。

積立に際しては、補助金交付要綱に従い対象となる事業が選定されると、これに要する事業費のうち公費で負担する部分について積立が行われる。取崩については、補助対象事業の完了に伴い補助金が交付された額について取崩の処理が行われる。

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	5,676,776	5,057,341	4,612,923	4,365,470	3,684,151
年度中平均残高（A）	6,164,390	5,997,251	5,438,695	4,939,702	4,788,694
運用益（B）	4,799	5,176	5,137	3,194	3,792
利回り（B÷A）	0.078	0.086	0.094	0.065	0.079

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

13. 災害救助基金

(1) 基金の概要

基金名	災害救助基金	
所管部署	管理	運用
	福祉企画課	会計課
根拠例規	災害救助法（昭和22年法律第118号） 岡山県災害救助基金条例	
設置年月日	昭和31年 3 月27日	
設置目的	災害救助法に基づく救助に係る費用の支弁の財源に充てるため（災害救助法第22条）	
基金が充当される事業の概要	災害救助法に基づく救助	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	当該年度における基金法定最少額を算定し、当該年度の基金残高が最少額に満たない場合、最少額の 5 分の 1 又は不足額を積み立てる。（災害救助法第23条、災害救助法施行令第20条） 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れ積み立てる。（災害救助法第24条）
基金の取崩方針	災害等の発生時に取り崩す。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

災害発生の際にはまず本基金等から県が支出し、特定災害等に指定された後、国庫補助金で補填される場合が多い。基金の運営に際しては、国が定める災害救助事務取扱要領を参考に、災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを行っているが、岡山県独自の規則を定めているわけではない。また、各年度における基金の積立状況等について、毎年度 6 月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報提供している。基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（災害救助法、災害救助事務取扱要領、岡山県財務規則）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意

見は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	1, 186, 051	1, 806	736, 313	0	736, 313
		451, 544		0	
令和 2 年度	736, 313	66, 714	734, 083	0	734, 083
		68, 944		0	
令和 3 年度	734, 083	330	715, 715	0	715, 715
		18, 698		0	
令和 4 年度	715, 715	19, 579	733, 018	0	733, 018
		2, 276		0	
令和 5 年度	733, 018	42, 275	775, 118	0	775, 118
		176		0	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益 (731千円)、不足額積立 (41,544千円)

*2: 令和5年度の基金減少理由

平成30年7月豪雨災害における救助費用の充当 (176千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和元年度から令和5年度までの増加は、災害救助法第22条に基づいて積み立てたものである。岡山県の場合は、救助実施市として岡山市があり、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合の合計を乗じて得た額を減じた額を法定最少額として積み立てる必要がある。普通税の収入額の決算額及び法定最少額は以下のとおりである。

令和2年度普通税決算額	230,554百万円
令和3年度普通税決算額	250,646百万円
令和4年度普通税決算額	273,416百万円
3ヶ年平均普通税決算額(A)	251,539百万円
救助実施市(岡山市)の法定最少額(B)	$A \times 5 / 1,000 \times 38.37\%$ (岡山市人口割合) =482百万円
岡山県の法定最少額	$A \times 5 / 1,000 - B$ =775百万円

積立額算定に関連する書類一式を閲覧し、災害救助法に則り、適正額を積み立てていることを確認した。

令和元年度から令和5年度までの減少は、平成30年7月豪雨災害に関連して主に災害救助法第

4 条に定める避難所及び応急仮設住宅の供与で、令和 5 年 7 月まで提供していたみなし仮設住宅の借上費である。なお、令和 5 年度で平成30年7月豪雨災害における救助費用の支出は終了した。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年度末残高	736, 313	734, 083	715, 715	733, 018	775, 118
年度中平均残高 (A)	1, 184, 832	736, 307	734, 033	715, 763	733, 134
運用益 (B)	1, 806	280	330	179	731
利回り (B ÷ A)	0. 152	0. 038	0. 045	0. 025	0. 100

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料(災害救助基金報告書)の閲覧を実施した。

本基金の運用は災害救助法第 26 条で次の 3 つが定められており、令和 5 年度末基金残高の内訳は以下のとおりである。

災害救助法第 26 条で定める基金の運用方法	令和 5 年度末残高
① 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金	775, 118千円
② 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ	-千円
③ 同法第 4 条第 1 項に規定する給与品の事前購入	-千円
合計	775, 118千円

他の基金とは別枠で管理されており、全額を定期預金にて運用している。なお、本基金から必要物資(給与品)等の購入はしていない。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

14. 福祉基金

(1) 基金の概要

基金名	福祉基金	
所管部署	管理	運用
	地域福祉課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県福祉基金条例	
設置年月日	平成29年4月1日	
設置目的	日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支え合う社会の構築に関する施策を実施し、もって社会福祉の増進に資するため	
基金が充当される事業の概要	・ 障害者等自立支援事業 ・ 障害者等家族支援事業 ・ 子どもの貧困対策事業 ・ その他特に必要とされる分野	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	財産収入、寄附金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	寄附金及び一般会計歳入歳出予算に定める額
基金の取崩方針	子ども・福祉部内関係課が提案する事業の中から充当事業を選定する。単年度において概ね20,000千円程度を取崩している。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	積立は、県内に設置している募金箱及び岡山県遊技業協同組合からの寄附（毎年1,000千円）と運用益のみであることから、今後45年程度で枯渇が見込まれる。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

本基金は昭和49年に設置した愛称「桃太郎愛のともしび基金」を前身としている。前身の福祉基金は社会福祉法人等が設置する社会福祉施設の整備等の促進に必要な資金の円滑な運用を図り、もって社会福祉事業の増進の寄与することを設置目的とし、当時の長野士郎岡山県知事を会長として設立した岡山県福祉基金協議会が、基金総額10億円を目標に県下財界や報道機関と一丸となり、県民総参加による募金への協力を仰いだ結果、昭和55年末に総額11億円を超える寄附金が集まった。当該基金は社会福祉法人等に融資されていたが、近年では独立行政法人福祉医療機構や民間金融機関による資金供給が潤沢となり、融資事業の社会的使命は終えたものと考えられたため、平成28年度をもって融資事業を終了し、現在の福祉基金へと変身した。

充当事業の選定は各担当課が前年度ベースで振り分けを行っている。なお、類似する基金として岡山県愛とふれあいの基金があるが、本基金は障害者も含め社会福祉全般の事業に充当される。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県福祉基金運用要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	1, 005, 097	2, 181	1, 007, 278	0	988, 143
		0		19, 135	
令和 2 年度	988, 143	2, 098	990, 241	0	965, 977
		0		24, 264	
令和 3 年度	965, 977	2, 187	968, 164	0	930, 376
		0		37, 788	
令和 4 年度	930, 376	20, 262	950, 639	0	929, 984
		0		20, 654	
令和 5 年度	929, 984	1, 956	931, 940	0	910, 980
		0		20, 960	

*1:令和5年度の基金増加理由

- ・ 寄附金（遊技業協同組合1,000千円、募金箱161千円、岡山放送50千円）
- ・ 運用益（745千円）

*2:令和5年度の基金減少理由

- ・ 障害者等自立支援事業（7,074千円）・ 障害者等家族支援事業（2,749千円）
- ・ 子どもの貧困対策事業（2,853千円）・ 児童家庭支援センター運営事業（8,284千円）

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和元年度から令和5年度までの増加は、主に寄附金で、令和4年度は、個人から多額の寄附金（1,500万円）と令和3年度末に解散した（一財）岡山県母子寡婦福祉連合の残余財産の贈与（337万円）があった。その他、毎年寄附している岡山県遊技業協同組合は、昭和50年から当該基金に寄附を続けており、令和5年度で通算45回目となる。寄附金額累計は、令和5年度分を含め、4,450万円である。

令和元年度から令和5年度までの減少は、子ども・福祉部内関係課が提案する事業へ充当で、令和5年度は障害者等自立支援事業として重度障害者在宅就労促進特別事業や障害者IT総合推進事業等に充当された。事業実施要綱に従い契約締結から事業実績報告書及び委託業務完了確認書までの書類一式があるかを確認し内容を閲覧した。

その他特に必要とされる分野として、県が設置認可した２つの児童家庭支援センターの運営主体である社会福祉法人に対して運営費に充当された。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(４) 運用益の状況

(単位：千円、％)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	988,143	965,977	930,376	929,984	910,980
年度中平均残高（Ａ）	1,007,120	991,233	970,027	936,730	933,441
運用益（Ｂ）	781	854	920	608	745
利回り（ $B \div A$ ）	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

15. 社会福祉施設整備基金

(1) 基金の概要

基金名	社会福祉施設整備基金	
所管部署	管理	運用
	地域福祉課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県社会福祉施設整備基金条例	
設置年月日	昭和45年4月1日	
設置目的	県が設置する社会福祉事業に関する施設を総合的かつ計画的に整備し、社会福祉事業の振興を図るため	
基金が充当される事業の概要	・ 県立社会福祉施設の整備 ・ 第一種社会福祉事業に関する施設の整備	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	財産収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	前年度の一般会計決算上生じた剰余金の五分之一に相当する額を目処に歳出予算に定める額を積立てる。 ※ただし、平成23年度から令和7年度までは特例期間として、本方針を適用しないこととしている。
基金の取崩方針	要望のあった社会福祉施設等について、庁内審査委員会による審査を行い、補助対象整備施設を選定する。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	特例期間中の収入が運用益のみであること。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

基金条例第2条で前年度の一般会計決算上生じた剰余金の五分之一に相当する額を目処に歳出予算に定める額を積立てるが、平成23年度から令和7年度までは特例期間として、本方針を適用していない。決算剰余金の処理の特例に関する条例により特例期間が設定されており、岡山県の財政状況を勘案し、定期的な積み立てが停止されている。

県立の社会福祉施設の整備にも利用できるが、現時点では民間施設の整備補助のみを実施している。事前に各担当課が民間団体からの要望を取りまとめ、その中から補助対象整備施設の候補先を選定し、審査委員会にて決定する。なお、当該委員会は書面決議にて実施されている。

要望の優先付けは、選定基準に則り、①県等の方針との符号、②整備計画の優位性、③法人の運営状況、④他の意見から総合的に配点し決定している。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県社会福祉施設整備基金運用要綱、岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	1, 252, 823	1, 058	1, 253, 881	0	1, 222, 006
		0		31, 875	
令和 2 年度	1, 222, 006	1, 057	1, 223, 063	0	1, 183, 614
		0		39, 449	
令和 3 年度	1, 183, 614	1, 129	1, 184, 743	0	1, 173, 321
		0		11, 422	
令和 4 年度	1, 173, 321	763	1, 174, 084	0	1, 163, 341
		0		10, 743	
令和 5 年度	1, 163, 341	930	1, 164, 272	0	1, 148, 265
		0		16, 007	

*1:令和 5 年度の基金増加理由

運用益（930千円）

*2:令和 5 年度の基金減少理由

- ・ 児童福祉整備費（13, 191千円）
- ・ 障害福祉施設整備費（50千円）
- ・ 障害者総合支援推進費（2, 551千円）
- ・ 老人福祉施設整備費（215千円）

< 基金残高の増減に関する手続 >

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和元年度から令和 5 年度までの増加は、基金の運用益のみである。

令和元年度から令和 5 年度までの減少は、要望のあった社会福祉施設等への整備費補助であり、令和 5 年度のうち、児童福祉整備費は新設する分園型小規模グループケア施設の建設費の補助で、現在策定中の「岡山県社会的養育推進計画」において進めている児童養護施設の小規模・地域分散化の一環である。補助事業実施要領や補助金交付要綱に従い交付申請から交付決定及び事業実績報告書までの書類一式があるかを確認し内容を閲覧した。また、庁内審査委員会の審査書類（社会福祉施設整備補助要望総括表等）を閲覧した。

なお、障害者総合支援推進費とは、岡山県短期入所事業所施設開設等支援事業補助金に関する費用で、同補助金は県が短期入所事業所の設置者に対し予算の範囲内において重心児者の受入れ機能の強化に必要な施設改修に要する費用の2分の1を補助するものである。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,222,006	1,183,614	1,173,321	1,163,341	1,148,265
年度中平均残高 (A)	1,272,162	1,227,147	1,190,192	1,175,227	1,165,139
運用益 (B)	988	1,057	1,129	763	930
利回り (B÷A)	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

16. 安心こども基金

(1) 基金の概要

基金名	安心こども基金	
所管部署	管理	運用
	子ども未来課	会計課
根拠例規	安心こども基金管理運営要領(こども家庭庁・文部科学省連名通知。以下、「国要領」という。)、岡山県安心こども基金条例	
設置年月日	平成21年3月17日	
設置目的	国の交付金により、保育所等の整備等を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、当該基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	国要領及び岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱(以下、「県要綱」という。)に記載のとおり。なお、以下に記載した事業は令和5年度に実施したもののみ抜粋。 ●不妊に悩む方への特定治療支援事業 不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な経費の補助を実施する。 ●幼児教育・保育無償化円滑化事業 幼児教育・保育の無償化の実施にあたって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費の補助を実施する。 ●新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援事業 ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業 家事・育児等に不安・負担を抱えた要支援家庭等への訪問事業に要する経費の補助を実施する。 ・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の整備に要する経費の補助を実施する。 ・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員の配置等に要する経費の補助を実施する。 ・子どもの居場所支援整備事業 家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を、包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費に要する経費の補助を実施する。 ・子どもの居場所支援臨時特例事業 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために要する経費の補助を実施する。 ・子育て短期支援臨時特例事業 市町村が実施する子育て短期支援事業について、専従・専任職	

	員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として行うために要する経費の補助を実施する。 ・一時預かり利用者負担軽減事業 低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、利用者負担額の軽減を図る事業に要する経費の補助を実施する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	国から充当事業を指定された交付金が県へ交付される都度、当該額を積み立てる。
基金の取崩方針	県要綱に基づく交付額(事業実施に要した額)を毎年度取り崩す。また、国要領に基づき事業実施期限が到来した場合は、当該事業に係る残余金を取り崩し、国庫に返還する。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

子ども未来課は本基金の管理を行い、充当事業は事業内容に関連した部課を通して各市町村で実施することが多い。当該交付金は国から充当事業を指定されており、一般財源からの補填はなく交付金額内で事業を遂行せねばならず、利用したい事業があっても想定する金額規模が交付金額より多い場合は事業に利用できない交付金もある。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、「国要領」、「県要綱」）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	287,550	14 0	287,564	5,058 291,410	1,212
令和2年度	1,212	992,127 0	993,339	0 76,903	916,436
令和3年度	916,436	97,650 0	1,014,086	0 332,400	681,686
令和4年度	681,686	940,476 0	1,622,162	0 108,056	1,514,106
令和5年度	1,514,106	176 0	1,514,282	0 29,584	1,484,698

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益 (176千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

以下、事業実施による取り崩し(29,584千円)
 不妊に悩む方への特定治療支援事業 700千円
 幼児教育・保育の無償化円滑化事業 6,881千円
 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援事業 22,003千円

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和2年度及び令和4年度の増加は、国から充当事業を指定された交付金で、その内訳は、以下のとおりである。

令和元年度から令和5年度までの減少は、県要綱に基づき事業実施に要した費用で、令和5年度の内訳は以下のとおりである。なお、単位はすべて千円である。

事業名			保育サービス等の充実
原資			安心こども基金
令和2年度	期首保有額	R2. 5. 31	1,212
	運用利息積立	R3. 3. 31	3
	取崩	R3. 5. 31	-
	期末保有額	R3. 5. 31	1,216
令和3年度	積立	R4. 3. 31	5,029
	運用利息積立	R4. 3. 31	0

	取崩	R4. 5. 31	-
	期末保有額	R4. 5. 31	6, 245
令和 4 年度	運用利息積立	R5. 3. 31	0
	取崩	R5. 5. 31	-
	期末保有額	R5. 5. 31	6, 246
令和 5 年度	運用利息積立	R6. 3. 29	0
	取崩	R6. 5. 31	-
	期末保有額	R6. 5. 31	6, 247
令和 5 年度 事業実施状況			なし

令和 3 年度積立分(5 百万円)は利用されておらず、現時点で利用予定もない。事業期間の終了に伴い、国へ返還する予定である。なお、その他の増加は運用利息の積立のみで、取崩実績はない。

事業名			不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実	
原資			子育て支援対策臨時特例交付金	
令和 2 年度	積立	R3. 3. 12	445, 186	-
	運用利息積立	R3. 3. 31	-	-
	取崩	R3. 5. 31	△15, 858	-
	期末保有額	R3. 5. 31	429, 328	-
令和 3 年度	積立	R4. 3. 25	-	92, 586
	運用利息積立	R4. 3. 31	16	-
	取崩	R4. 5. 31	△326, 746	-
	期末保有額	R4. 5. 31	102, 598	92, 586
令和 4 年度	運用利息積立	R5. 3. 31	6	5
	取崩	R5. 5. 31	△25, 985	△74, 518
	期末保有額	R5. 5. 31	76, 619	18, 073
令和 5 年度	運用利息積立	R6. 3. 29	8	2
	取崩	R6. 5. 31	-	△700
	期末保有額	R6. 5. 31	76, 628	17, 375
令和 5 年度 事業実施状況			なし	特定不妊治療助成費8件

令和 2 年度積立分(445 百万円)及び令和 3 年度積立分(92 百万円)について、令和 6 年度中に国庫へ返還する予定である。

事業名			幼児教育・保育の無償化に係る事務費等 (内閣府関係)	
原資			子育て支援対策臨時特例交付金	
令和 2 年度	積立	R3. 2. 15	546, 936	
	運用利息積立	R3. 3. 31	0	
	取崩	R3. 5. 31	△61, 045	
	期末保有額	R3. 5. 31	485, 891	
令和 3 年度	運用利息積立	R4. 3. 31	18	
	取崩	R4. 5. 31	△5, 654	
	期末保有額	R4. 5. 31	480, 255	
令和 4 年度	運用利息積立	R5. 3. 31	28	

	取崩	R5. 5. 31	△6,977
	期末保有額	R5. 5. 31	473,307
令和5年度	運用利息積立	R6. 3. 29	54
	取崩	R6. 5. 31	△6,881
	期末保有額	R6. 5. 31	466,480
令和5年度 事業実施状況			岡山市4,278千円：委託費（事務）、役務費（通信運搬費）等 総社市2,239千円：給料（会計年度任用職員）等

令和2年度積立分(546百万円)について、令和7年度中に国庫へ返還する予定である。令和5年度の事業実施状況のうち、岡山市に対する交付決定起案書及び添付されている岡山市交付申請書等を閲覧し、また、交付額確定起案書及び添付されている岡山市実績報告書を閲覧し、内容を把握した。

事業名			新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援
原資			子育て支援対策臨時特例交付金
令和2年度	運用利息積立	R3. 3. 31	-
	取崩	R3. 5. 31	-
	期末保有額	R3. 5. 31	-
令和3年度	運用利息積立	R4. 3. 31	-
	取崩	R4. 5. 31	-
	期末保有額	R4. 5. 31	-
令和4年度	原資積立	R5. 3. 31	940,436
	運用利息積立	R5. 3. 31	-
	取崩	R5. 5. 31	△576
	期末保有額	R5. 5. 31	939,860
令和5年度	運用利息積立	R6. 3. 29	109
	取崩	R6. 5. 31	△22,003
	期末保有額	R6. 5. 31	917,966
令和5年度 事業実施状況			改修費8,811千円：母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 要保護児童対応システムの改修7,383千円：家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

令和4年度積立分(940百万円)について、令和5年度までの執行済額と令和11年度末までの所要見込額を差し引いた額を、令和6年度中に国庫へ返還する予定である。令和5年度の事業実施状況のうち、鏡野町に対する母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業について、特別対策事業費補助金収支精算額内訳表及び特別対策事業費補助金事業実施状況調書を閲覧し、内容を把握した。

また、高梁市及び矢掛町に対する家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援について、特別対策事業費補助金収支精算額内訳表及び特別対策事業費補助金事業実施状況調書を閲覧し、内容を把握した。

基金充当事業に関する資料（安心こども基金運用・執行状況整理表(台帳)、令和5年度安心こども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告、決裁文書など）の閲覧を実施した。

上記手続の結果、発見された意見は以下のとおりである。

【意見 9】

国からの交付金について、令和11年度までの長期的な事業であるため、計画を立て最大限利用することが望ましい。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,212	916,436	681,686	1,514,106	1,484,698
年度中平均残高 (A)	290,725	138,946	931,797	739,656	1,532,165
運用益 (B)	14	5	35	40	176
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

本基金に交付される国庫支出金は事業実施期限内に事業へ充当し、国要領に基づき事業実施期限が到来した場合は、当該事業に係る残余金を取り崩し、国庫に返還せねばならないため、長期にわたり拘束される債券の一括運用を利用せず、預金のみで運用している。なお、運用益は事業費に充てている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

17. 子ども災害見舞金基金

(1) 基金の概要

基金名	子ども災害見舞金基金	
所管部署	管理	運用
	子ども家庭課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県子ども災害見舞金基金条例	
設置年月日	平成30年12月25日	
設置目的	災害により被害を受けた子どもを養育している者を支援することにより、家庭等における子どもの生活の安定に寄与し、もって子どもの健やかな成長に資するため、岡山県子ども災害見舞金基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	岡山県の区域内で発生した災害により、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を対象として支給額を算定し、その子どもを養育している者に対し支給する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	寄附金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。
基金の取崩方針	目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

平成30年度に自然災害により被害を受けた子どもたちの生活を支援するため、全国から寄せられた寄附金を活用して基金を創設し、この基金を原資として被災した子どもに一人あたり2万円の見舞金を支給する全国的にも珍しい取組を始めた。子ども災害見舞金は平成30年7月豪雨以降に県内で発生した災害が対象となり、今後の災害にも対応する恒久的な制度として、被災した子どもたちを支援するものである。

基金造成額は120,000千円で寄附金の全額を原資としており、このうち平成30年度支給見込額として100,000千円を想定していた。原則として発災後1年以内に申請があった方に1回のみ支給する。令和元年度末時点で、造成額の50%程度しか支給できていない理由は各市町村窓口や岡山県の周知不足と考えられる。なお、寄附者の意思を尊重し、他の基金との統合や廃止の検討はしていない。

岡山県子ども災害見舞金支給要綱では、見舞金の支給対象となる災害は、岡山県の区域内で発生した暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷その他異常な自然現象による災害とし、このうち、暴風及び豪雨による被災については、原則として次の基準に達したものを見舞金の支給の対象としている。

区 分	基 準
暴 風	最大風速（平均最大風速）が15m以上のもの
豪 雨	最大24時間雨量が80mm以上のもの。ただし、最大24時間雨量が80mm未満であっても時間雨量等が特に大きいものを含む。

また、見舞金の支給対象となる被害は、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物の全壊、大規模半壊、半壊、又は床上浸水とし、被害の程度、被災日等の被害の認定は、市町村が発行する罹災証明によるものとしている。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県子ども災害見舞金支給要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	93,465	60	93,525	0	57,645
		0		35,879	
令和2 年度	57,645	55	57,700	0	57,700
		0		0	
令和3 年度	57,700	55	57,755	0	57,755
		0		0	
令和4 年度	57,755	38	57,792	0	57,792
		0		0	
令和5 年度	57,792	46	57,839	0	57,839
		0		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（46千円）

*2:令和5年度の基金減少理由

—

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

原資が寄附金のため、新たな自然災害は発生しない限り積み増しはなく、増加は運用益のみである。

令和元年度の減少は、平成30年7月豪雨災害に対する見舞金で、それ以降支給はない。各年度当初に子ども災害見舞金の存在を各市町村に周知はしているが、平成30年7月豪雨災害以降は申請実績がない。子ども家庭課で対象となる災害の発生の有無について積極的に調査しておらず、子ども家庭課のHPに子ども災害見舞金の案内もない。なお、県内の市町村のHPに子ども災害見舞金の案内はあるが、平成30年7月豪雨災害以降に情報の更新が行われていない。

上記手続の結果、発見された意見は以下のとおりである。

【意見10】

対象となる災害の発生の有無について積極的に調査し、子ども家庭課のHPで子ども災害見舞金の案内を常時行うことが望ましい。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	57,645	57,700	57,755	57,792	57,839
年度中平均残高 (A)	100,041	63,429	57,700	57,755	57,793
運用益 (B)	60	55	55	38	46
利回り (B÷A)	0.060	0.087	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

18. 愛とふれあいの基金

(1) 基金の概要

基金名	愛とふれあいの基金	
所管部署	管理	運用
	障害福祉課	会計課
根拠例規	岡山県愛とふれあいの基金条例	
設置年月日	昭和56年3月25日	
設置目的	障害者の自立と社会参加を促すとともに、生きがいの高揚と地域における連帯の強化を図り、もって障害者の福祉増進に資する。	
基金が充当される事業の概要	県が実施する障害者の福祉増進のための施策及び事業	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	寄附金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	広く県民や事業者に寄附を募る。
基金の取崩方針	障害者施策の推進
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	毎年、積立額が取崩額より少額のため枯渇の恐れがある
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

県民及び法人からの寄附金を積立財源とし、地域における障害者の自立と社会参加促進のための事業に充当する。なお、類似する基金として岡山県福祉基金があるが、本基金は障害者に特化した事業に充当される。障害者施策の選定方法は所管課が前年度ベースで振り分けを行っている。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県愛とふれあいの基金運用要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	338,269	1,796	340,065	0	326,389
		0		13,676	
令和2 年度	326,389	1,769	328,158	0	321,218
		0		6,940	
令和3 年度	321,218	1,780	322,998	0	307,768
		0		15,230	
令和4 年度	307,768	7,538	315,306	0	297,516
		0		17,790	
令和5 年度	297,516	1,540	299,056	0	276,148
		0		22,908	

*1: 令和5年度の基金増加理由

毎年、寄附していただいている法人からの寄附による。

*2: 令和5年度の基金減少理由

基金充当事業の実施に伴う取崩による。(以下、主な事業)

障害者（児）自立・社会参加促進事業	3,057千円
家族支援のスキル向上支援事業	2,466千円
障害者就業支援センター事業	2,143千円
障害者差別解消・共生社会実現プロジェクト事業	2,135千円

< 基金残高の増減に関する手続 >

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和4年度の増加は、個人から多額の寄附金(500万円)があったことによるものである。

令和元年度から令和5年度までの減少は、障害者の福祉増進のための事業に充当したことによるもので、令和5年度の事業のうち、障害者（児）自立・社会参加促進事業について、補助事業実施要領や補助金交付要綱に従い交付申請から交付決定及び事業実績報告書までの書類一式があるかを確認し内容を閲覧した。令和5年度は障害者支援団体等の30団体から34件の交付申請があり、内容を審査したところ、全てが適正と認められ交付決定がなされていた。

また、障害者就業支援センター事業について、事業実施要綱に従い契約締結から事業実績報告書及び委託業務完了確認書までの書類一式があるかを確認し、内容を閲覧した。令和5年度は障害者支援団体等の4団体から見積書の提出があり、内容を審査したところ、全てが適正と認められ契約締結がなされていた。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	326,389	321,218	307,768	297,516	276,148
年度中平均残高 (A)	340,436	328,598	322,379	310,327	300,493
運用益 (B)	17	11	12	17	34
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。なお、このままの取崩を続けると10年程度で資金が枯渇するため、現時点で長期にわたり拘束される債券の一括運用を利用することは現実的ではないと思われる。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

19. 後期高齢者医療財政安定化基金

(1) 基金の概要

基金名	後期高齢者医療財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例	
設置年月日	平成20年4月1日	
設置目的	後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定により、岡山県後期高齢者医療財政安定化基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同項第2号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、国庫支出金、諸収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項の規定により、基金には特定期間において、岡山県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を積み立てる。 なお、特定期間とは平成20年度を初年度とする同年度以降の2年度ごとの期間をいう。
基金の取崩方針	知事は、広域連合が高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項第1号の要件を満たすと認めるときは、広域連合に対し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第13条第2項の規定に従って算定した額の交付金を交付するものとする。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	令和6、7年度においては、運用益金以外に積み増しを予定していないが、今後予定した保険料収入率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財源不足が生じた場合には、基金の貸付・交付を行うため、基金の積み増しが必要となる。
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

基金の積立方針では一定額の積立を実施するとあるが、実際には本基金条例第3条にて財政安定化基金拠出率をゼロとしており、平成30年度以降積立はない。平成29年9月19日付の厚生労働省保健局高齢者医療課からの事務連絡で平成30・31年の財政安定化基金拠出率について後期高齢者医療広域連合と協議の上、基金残高が十分であると判断した場合やこれまでに一度も貸付・交付実績がない場合等は設定する拠出率はゼロを原則とするとあったことを踏まえ、岡山県では拠出率をゼロとしている。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県後期高齢者医療財政安定化基金運営事務処理要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	3,955,696	3,067	3,958,763	0	3,958,763
		0		0	
令和2年度	3,958,763	3,408	3,962,172	0	3,962,172
		0		0	
令和3年度	3,962,172	3,760	3,965,933	0	3,965,933
		0		0	
令和4年度	3,965,933	2,576	3,968,509	0	3,968,509
		0		0	
令和5年度	3,968,509	3,169	3,971,678	0	3,971,678
		0		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益金の積立による (3,169千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

—

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和4年度及び令和5年度の増加は、運用益のみである。

令和元年度から令和5年度までの減少はなく、本基金設置以降、予定した保険料収入率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財源不足が生じておらず、後期高齢者医療広域連合に対する資金の貸付及び交付の実績はない。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	3,958,763	3,962,172	3,965,933	3,968,509	3,971,678
年度中平均残高 (A)	3,955,704	3,958,773	3,962,183	3,965,940	3,968,518
運用益 (B)	3,067	3,408	3,760	2,576	3,169
利回り (B ÷ A)	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

20. 介護保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

基金名	介護保険財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	会計課
根拠例規	介護保険法、岡山県介護保険財政安定化基金条例	
設置年月日	平成12年4月1日	
設置目的	市町村の介護保険の財政の安定化に資するため。	
基金が充当される事業の概要	市町村介護保険事業	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、財産収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	借入を希望する市町村（保険者）に貸し付ける。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

会計検査院からの積立金額過大との指摘（平成22年度決算検査報告：介護保険における財政安定化基金の基金規模について）により、平成24年度に全国的に基金の取り崩しが発生した。取崩した部分は、出捐割合に応じ国、県、市町村に3分の1ずつ分配し、このうち県分を原資に地域介護活動支援等基金を設置した。それ以降、積立は行っていない。なお、本基金条例第3条にて財政安定化基金拠出率をゼロとしている。市町村の準備基金で対応しきれない部分を本基金から貸付や交付により対応することとなっている。県では年度末に各市町村の準備基金の状況を把握している。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県介護保険財政安定化基金運用事務処理要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	2, 140, 236	6, 541	2, 146, 777	0	2, 146, 777
		0		0	
令和 2 年度	2, 146, 777	6, 507	2, 153, 284	0	2, 153, 284
		0		0	
令和 3 年度	2, 153, 284	80	2, 153, 364	0	2, 153, 364
		0		0	
令和 4 年度	2, 153, 364	116	2, 153, 480	0	2, 153, 480
		0		0	
令和 5 年度	2, 153, 480	247	2, 153, 727	0	2, 153, 727
		0		0	

*1: 令和 5 年度の基金増加理由

運用益 (247千円)

*2: 令和 5 年度の基金減少理由

—

< 基金残高の増減に関する手続 >

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和元年度及び令和 2 年度の増加は、貸付金の償還と運用益である。

令和元年度から令和 5 年度までの減少はなく、平成28年度以降、貸付実績はない。岡山県介護保険財政安定化基金残高整理表を閲覧し、貸付金の償還と新規貸付の状況を把握した。

詳細は下記参照。

年度	償還 (増加)	新規貸付 (減少)
平成27年度	54, 267千円	8, 000千円
平成28年度	54, 167千円	11, 300千円
平成29年度	54, 166千円	—
平成30年度	6, 434千円	—
令和元年度	6, 433千円	—
令和 2 年度	6, 433千円	—

設置以来、最大の貸付は平成14年度の455, 700千円で、直近では平成26年度の108, 500千円が平成29年度に償還が終了している。過去の実績から令和 5 年度時点の残高2, 153, 727千円は十分な金額が積み立てられていると推測される。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	2,146,777	2,153,284	2,153,364	2,153,480	2,153,727
年度中平均残高 (A)	2,141,910	2,148,430	2,153,284	2,153,364	2,153,481
運用益 (B)	108	74	80	116	247
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

債券の一括運用は利用していないが、理由は特になく、以前から変更していない。平成28年度以降、貸付実績もなく、貸付需要は高くない。基金条例でも債券の一括運用は利用可能である。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、発見された意見は以下のとおりである。

【意見11】

基金の運用について、以前から債券の一括運用をしていない。基金条例では債券の一括運用は可能であり、平成28年度以降、貸付実績もなく、貸付需要は高くないことも踏まえ、できるだけ効率的な運用を行うためにも、債券の一括運用を検討することが望ましい。

21. 地域介護活動支援等基金

(1) 基金の概要

基金名	地域介護活動支援等基金	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県地域介護活動支援等基金条例	
設置年月日	平成24年4月1日	
設置目的	高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険の保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に実施することができる仕組みの構築を促進するとともに、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第十二条第五項に規定する都道府県年度負担額の支出に要する財源を確保し、将来の県財政への負担の軽減を図るため。	
基金が充当される事業の概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合的に市町村を支援する事業等に要する経費に充当する。 事項名 ・ 地域包括ケア体制推進総合事業費 574万円 ・ 認知症高齢者対策推進費 2,400万円 ・ 老人福祉事業費 755万円 ・ 介護保険施行事業費 356万円	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	財産収入、諸収入 設立時は岡山県介護保険財政安定化基金から繰入れ	
予算計上会計	一般会計	
備考	岡山県介護保険財政安定化基金の一部（4,000百万円）を平成24年度に取り崩し、出捐割合に応じ国、県、市町村に3分の1ずつ分配した。このうち、県分の1,333百万円を原資に本基金を設置した。	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	運用益を積み立てる。（財産収入） 過年度に支出した補助金に係る返還金を収入した場合は、基金に積み戻す。（諸収入）
基金の取崩方針	地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合的に市町村を支援する事業等に要する経費の財源に充てるため取り崩す。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—

担当課の考える課題	基金残高が底をついた後の財源の確保（現在のペースで取り崩していくと約25年後）
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合的に市町村を支援する事業の選定のため、県民局の担当者とともに各市町村を年3回程度訪問し、現場意見の吸い上げや関連する事業の案内を行い、市町村との連携を図っている。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県地域介護活動支援等基金運用事務処理要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	1, 214, 157	1, 526	1, 215, 683	0	1, 171, 410
		0		44, 273	
令和2 年度	1, 171, 410	1, 015	1, 172, 425	920	1, 140, 735
		0		32, 610	
令和3 年度	1, 140, 735	1, 087	1, 141, 822	0	1, 102, 562
		0		39, 260	
令和4 年度	1, 102, 562	720	1, 103, 282	0	1, 061, 864
		0		41, 418	
令和5 年度	1, 061, 864	853	1, 062, 717	0	1, 021, 859
		0		40, 858	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（853千円）

*2:令和5年度の基金減少理由

一般会計に繰り入れ、事業費に充当したため（40,858千円）

- ・地域包括ケア体制推進総合事業費5,737千円
- ・認知症高齢者対策推進費24,001千円
- ・老人福祉事業費7,554千円
- ・介護保険施行事業費3,564千円

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和4年度及び令和5年度の増加は、運用益のみである。

令和元年度から令和５年度までの減少は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合的に市町村を支援する事業等に要する経費に充当したものである。令和５年度の事業のうち、認知症高齢者対策推進費は、認知症疾患医療センターへの委託費が主な内容である。県内の保健医療圏（県南東部、県南西部、高梁・新見、真庭、津山・英田）に８か所（その他、岡山市指定が１か所）の認知症疾患医療センターが指定されており、認知症疾患の初期対応や急性期治療、専門医療相談、医療介護関係者研修を委託している。平成２９年度に実施した新規指定の際の関連資料（岡山県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱、岡山県認知症疾患医療センター指定申請書、岡山県認知症疾患医療センター検討委員会議事録、岡山県認知症疾患医療センター指定通知書）を閲覧し、内容を把握した。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	1,171,410	1,140,735	1,102,562	1,061,864	1,021,859
年度中平均残高（Ａ）	1,221,826	1,178,550	1,146,150	1,109,107	1,068,788
運用益（Ｂ）	948	1,015	1,087	720	853
利回り（Ｂ÷Ａ）	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

22. 国民健康保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

基金名	国民健康保険財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県国民健康保険財政安定化基金条例、国民健康保険法	
設置年月日	平成28年 3 月22日	
設置目的	国民健康保険の財政の安定化を図るため	
基金が充当される事業の概要	保険料収納不足により財政不足となった市町村に対する貸付・交付事業や、給付増による財源不足を補填するための取崩、国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合の取崩に活用する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金、繰越金、財産収入	
予算計上会計	特別会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	運用利息を本体基金分として、また保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援事業費連動部分）により生じる剰余金及び繰越金の一部を翌年度に財政調整事業分として、積み立てる。
基金の取崩方針	納付金の著しい上昇の抑制や安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合、財政調整事業分を取り崩す。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

平成27年 5 月の国民健康保険法の改正により、それまで市町村単位で行われていた国民健康保険財政の運営について、平成30年度より都道府県単位で行うことになったことを契機に積立開始も、積立金額に関して金額基準はないとのことであった。なお、積立金額が著しく不足しているとの認識はないため、市町村からの財政安定化基金拠出金は徴収していない。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県国民健康保険財政安定化基金貸付・交付取扱要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	3,689,461	2,896	3,692,357	0	3,608,579
		0		83,778	
令和2年度	3,608,579	3,120	3,611,698	0	3,527,920
		0		83,778	
令和3年度	3,527,920	3,361	3,531,281	0	3,447,503
		0		83,778	
令和4年度	3,447,503	364,869	3,728,594	0	3,728,594
		83,778		0	
令和5年度	3,728,594	322,668	3,506,705	0	3,506,705
		544,557		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

保険者努力支援交付金により生じる剰余金(319,690千円)、運用利息(2,978千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

基金の取崩(544,557千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和4年度及び令和5年度の増加は、保険者努力支援制度の交付金である。保険者努力支援制度は、平成27年の国民健康保険法の改正により、保険者（都道府県・市町村）における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度として創設された。保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度より本格実施された（取組評価分）。令和2年度からは上記に加え、予防・健康づくり事業の「事業費」として交付する部分を創設し、「事業費」に連動して配分する部分と合わせて交付することにより、保険者における予防・健康づくりの取組を抜本的に後押しすることとなった（事業費分・事業費連動分）。

県や市町村の取組状況や取組内容に応じて評価されることになっており、交付金の額を増やすことが可能となっている。岡山県は令和5年度で114点中47点を獲得し、全国順位は47都道府県中38位となっている。得点できていない評価指標の多くは市町村分となっているため、県は市町村が得点できるよう市町村の取組を支援している。なお、県としての目標額を設定していない。

令和元年度から令和5年度までの減少は、平成27年の国民健康保険法改正に対応した国庫からの特例基金（激変緩和分418百万円と財政基盤強化分698百万円）の取崩である。当該取崩分は保険料の負担軽減に利用している。また、基金設置以降、問い合わせはあるものの、取崩事由に該当しないため、市町村に対する資金の貸付及び交付の実績はない。令和6年度以降、国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制のために財政調整事業分の取崩が発生する可能性がある。

上記手続の結果、発見された意見は以下のとおりである。

【意見12】

保険者努力支援制度では、取組状況や取組内容に応じて評価され交付金の額が決定する。都道府県別獲得点について、岡山県は令和5年度で114点中47点を獲得し、全国順位は47都道府県中38位となっている。保険者努力支援制度を有効活用できているとは言い難い状況である。目標額を設定するなど、県を挙げての取組実施を積極的に検討することが望ましい。

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	3,608,579	3,527,920	3,447,503	3,728,594	3,506,705
年度中平均残高（A）	3,729,352	3,622,093	3,541,893	3,462,234	3,727,986
運用益（B）	2,896	3,120	3,361	2,248	2,978
利回り（B÷A）	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

23. 国民健康保険保険者機能強化基金

(1) 基金の概要

基金名	国民健康保険保険者機能強化基金	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例	
設置年月日	平成30年4月1日	
設置目的	医療費の適正化等に関する施策を実施することにより国民健康保険の財政の安定化を図り、もって国民健康保険の保険者としての機能を強化するため。	
基金が充当される事業の概要	医療給付専門指導員の配置に要する経費 広域共同広報事業に要する経費	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源、財産収入	
予算計上会計	特別会計	
備考	－	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	運用利息を積み立てる。
基金の取崩方針	・医療給付専門指導員の人件費 ・広域共同広報事業（特定健診、特定保健指導の受診率向上や後発医薬品の普及促進、収納率の向上など医療費適正化に繋がる効果的な普及啓発事業等を市町村と共同で実施する事業）にかかる経費について取り崩す。
基金の目標額	－
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	－
担当課の考える課題	－
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧の手続を実施した。

平成29年度に国民健康保険広域化等支援基金を廃止し、県負担分約1億6,300万円を活用して設置した。当初は、医療給付専門指導員の配置、広域共同広報事業の他、保健事業支援員の配置もしていたが、保健事業支援員については国が実施する別の補助事業に移管した。

医療給付専門指導員は2名体制で市町村の点検員への指導・助言や研修会を実施する。1年間で県内の31保険者を巡回し指導する。市町村を跨ぐ保険利用が発生する場合は広域的・専門的見地から給付点検を実施する。医療給付専門指導員は会計年度任用職員で、人事課と協議して報酬単価を決定する。県のホームページ上で公募し、面接試験を実施する。

基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、岡山県財務規則、岡山県国民健康保険保険者機能強化基金運用要綱）に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	151, 203	119	151, 322	0	139, 660
		0		11, 662	
令和 2 年度	139, 660	122	139, 782	0	132, 062
		0		7, 720	
令和 3 年度	132, 062	126	132, 188	0	123, 526
		0		8, 662	
令和 4 年度	123, 526	81	123, 608	0	116, 963
		0		6, 645	
令和 5 年度	116, 963	94	117, 057	0	107, 292
		0		9, 765	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（94千円）

*2:令和5年度の基金減少理由

事業実施のための特別会計への繰出
（医療給付専門指導員 7,573千円、広域共同広報事業交付金 2,192千円）

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

令和元年度から令和5年度までの増加は、運用益のみである。

令和元年度から令和5年度までの減少は、主に医療給付専門指導員の人件費である。令和5年度実施の採用試験の関連資料一式を閲覧し、内容を把握した。

① 採用試験受験

- ・応募資格
医療保険事務に関する知識及び経験を有する者
- ・報酬等
基本報酬：日額12,940円
- ・採用試験内容
面接（業務遂行能力、人柄等に関する口述試験）
- ・合否決定
得点の高い順に決定。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格。

② 医療給付専門指導員選考の方法及び基準

口述試験は、受験者1名に対して試験官（担当課職員等）2名以上で行い、所定の採点表を用いて試験官1名につき25点を満点として採点し、試験官の採点の平均点を受験者の得点とし、得点が高い者から順に必要な人数を合格させる。なお、得点が15点未満の者は不合格とする。

上記手続の結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	139,660	132,062	123,526	116,963	107,292
年度中平均残高（Ａ）	153,283	141,540	133,349	124,970	118,074
運用益（Ｂ）	119	122	126	81	94
利回り（Ｂ÷Ａ）	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

24. 工業振興特別基金

(1) 基金の概要

基金名	工業振興特別基金	
所管部署	管理	運用
	企業誘致・投資促進課	—
根拠例規	岡山県工業振興特別基金条例	
設置年月日	昭和57年 3 月24日	
設置目的	県内への企業の導入及び県内の工業の近代化を促進し、県内の工業振興を図る。	
基金が充当される事業の概要	—	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金（電力移出県等交付金）	
予算計上会計	—	
備考	令和 6 年度中に廃止する予定である。	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	—
基金の取崩方針	—
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	0	0	0	0	0
		0		0	
令和2 年度	0	0	0	0	0
		0		0	
令和3 年度	0	0	0	0	0
		0		0	
令和4 年度	0	0	0	0	0
		0		0	
令和5 年度	0	0	0	0	0
		0		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

—

*2:令和5年度の基金減少理由

—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である企業誘致・投資促進課にヒアリングを実施した。

当基金は、昭和57年に設置したもので、昭和56年施行の電力移出県等交付金交付規則により、その用途は「発電施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域への企業導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置に要する費用に充てる」とされていることから、県営工業団地の造成などを行ってきた。

しかしながら、平成5年の津山市久米産業団地の造成を最後に、当基金の積立、取崩実績はないまま現在に至る。

当基金は、電力移出県等交付金（昭和56年に創設され、平成12年に電源立地特別交付金に統合、さらに平成15年に電源立地地域対策交付金に統合された）を積立財源としている。当該交付金は、県内の発電電力量が消費電力量の1.5倍以上である場合に国から交付されるものであるが、平成6年度に移出比率が1.5を下回ったため不交付となり、その後平成11年までは継続して不交付の状態が続いた。しかし、平成12年の制度改正により、原子力発電関連施設の係数見直し（1.2→1.6）により再び交付されることとなった。ただし、それ以降の交付金は、当該基金に積立てられることなく、原子力発電関連施設の発電量が県全体の発電量の大部分を占めたことから、その全額を所在地である鏡野町と隣接地である津山市に交付することとしている。

以上のとおり、平成5年度以降基金の積立、取崩実績がない状態が続いており、平成23年度において、管理所管部署は監査事務局から基金の今後の取り扱いについて説明を求められるものの、存廃について検討するとの回答に留まっている。また、平成25年度には、基金条

例の改正（根拠法の廃止統合による）にあたり、「財源となる電力移出県等交付金は継続しており、今後、県が活用できる形で県に交付される場合には必要であり、存続させる」と決定した。さらに、令和5年度において、令和4年度決算審査意見書に関連して、決算特別委員会に向け、基金の存続意義や活用見込について整理するよう指示があり、「基金への新たな積立の見込みがないことから、当基金の廃止について検討する」と回答している。これを受けて、令和6年3月21日に管理所管部署では、部内協議を行い、当基金条例の廃止を令和7年2月議会に上程することを決定している。

【指摘事項2】

当基金は、平成5年度以降、基金の積立、取崩の実績がなく、残高ゼロのままとなっている。積立財源である電力移出県等交付金の交付要件が緩和されるなど、今後積立てられる可能性があるため存続させたという経緯があり、令和6年3月に既に部内では廃止を議会に上程することを決定しているものの、その意思決定に相当な時間を要しており、過去において十分な検討がなされたとは言い難い。

基金の設置目的に照らし、不要と考えられる場合には、適時に廃止の手続きを取ることが望ましい。

<基金残高の増減に関する手続>

基金残高に増減はない。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	—	—	—	—	—
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	—
運用益 (B)	—	—	—	—	—
利回り (B ÷ A)	—	—	—	—	—

<基金の運用に関する手続>

基金の運用を行っていないため該当なし。

25. 総合展示場コンベックス岡山整備基金

(1) 基金の概要

基金名	総合展示場コンベックス岡山整備基金	
所管部署	管理	運用
	企業誘致・投資促進課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県総合展示場コンベックス岡山整備基金条例	
設置年月日	平成21年12月22日	
設置目的	岡山県総合展示場コンベックス岡山の施設及び設備を整備し、もって県内の産業の振興及び県民の文化の向上を図るため (条例第1条)	
基金が充当される事業の概要	設置目的を達成するための経費の財源に充てる事業 (条例第5条)	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	財産収入、諸収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	指定管理者からの納付金の一部と基金運用益
基金の取崩方針	設置目的を達成するための事業の財源
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理担当部署である企業誘致・投資促進課へのヒアリングを実施した。

当基金は、岡山県総合展示場コンベックス岡山の施設及び設備を整備し、もって県内の産業の振興及び県民の文化の向上を図るため、平成21年に設置されたものである。

岡山県総合展示場コンベックス岡山は、西日本の情報と物流を担う一大拠点である「岡山県総合物流センター」のほぼ中央部に位置し、展示施設4か所、会議施設9か所を擁する西日本屈指のコンベンション施設である。様々な用途に合わせて利用できる大・中・小展示場をはじめ、国際会議場、中・小会議室、屋外展示場、約1,500台収容可能な無料駐車場を完備している。

当施設は、指定管理者（5年毎に選定）により管理されている。指定管理者は、展示場等の施設や付属設備の使用料を利用者から収受し、管理を行い、その収入から、県に定額納付金（包括協定書にて定額で定められ、指定管理者の収支の如何によらず納付すべきもの）及び業績連動納

付金（指定管理者の管理業務に係る収支決算の結果、余剰が生じた場合に一定の計算式のもと納付するもの）を納付し、定額納付金の一部を当基金に積み立てる方針である。

一方で、基金の取り崩しは、施設・設備の修繕等によるものであるが、大規模修繕（1件が500万円以上）は県が負担するものとしている。

令和5年度において、令和6年度から令和10年度までの期間の指定管理者の選定が行われていることから、指定管理の公募から契約に至るまでの一連のプロセスについて以下の個別検証を実施した結果、問題点は発見されなかった。

No.	内容	日付	閲覧した書類	監査人コメント
1	第1回選定委員会 （募集要項、審査基準・配点等の審議）	令和5年7月28日	第1回産業労働部指定管理者候補者選定委員会（岡山県総合展示場コンベックス岡山）議事概要	左記の文書を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。
2	第2回選定委員会 （次期指定管理者候補の選定）	令和5年10月20日	第2回産業労働部指定管理者候補者選定委員会（岡山県総合展示場コンベックス岡山）議事概要	8月15日公募開始から60日間の公募期間を経て10月13日に公募終了。応募は1団体のみ。審査委員の審査の結果、次期指定管理者候補を決定。 選定プロセスについて問題点は発見されなかった。
3	指定管理者との契約 前の起案文書	令和6年2月22日（決裁）	岡山県総合展示場コンベックス岡山の管理に関する包括協定の締結について	左記の文書を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。
4	指定管理者との契約 事務	令和6年2月29日	岡山県総合展示場コンベックス岡山の管理に関する包括協定書	左記の文書を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

【意見13】

施設全体のおおまかな修繕等の計画は存在するものの、金額については大規模修繕のみ、また億円単位で示された簡易的なものである。平成3年に建設されて以降、30年以上経過していることから、今後も修繕の必要性が高まることが想定され、また基金からの充当についても具体的な計画が必要となることから、より詳細な修繕計画を作成することが望ましい。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	345, 239	26, 566	324, 891	0	324, 891
		46, 914		0	
令和 2 年度	324, 891	280	313, 074	0	313, 074
		12, 096		0	
令和 3 年度	313, 074	20, 235	333, 268	0	333, 268
		41		0	
令和 4 年度	333, 268	19, 721	352, 565	0	352, 565
		424		0	
令和 5 年度	352, 565	31, 532	375, 927	0	375, 927
		8, 170		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用利息(282千円) 定額納付金の一部(31,250千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

送風機更新工事及び中央監視制御装置設計への充当(8,170千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

主に、指定管理者からの納付金である。定額納付金は、原則、収支の如何に関わらず納付するものであるが、令和2年度から令和4年度までの期間は、新型コロナウイルスの影響で大幅な収入減を余儀なくされたことから、県と指定管理者協議のもと、定額給付金を減額している。これは、包括協定書別表3で定めた県と指定管理者のリスク分担表には定めがないものとして別途協議するという取り扱いに則ったものであり、特段問題はないと判断した。

令和5年度の増加のうち、定額納付金のうち、31,250千円が基金に積み立てられている。

当該金額の妥当性について、以下の個別検証を実施した結果、問題点は発見されなかった。

- ・包括協定書を閲覧し、令和5年度の定額納付金は125,000千円であることを確かめた。
- ・この定額納付金の一部(125,000千円×25%=31,250千円)が基金に積み立てられていることを予算資料により確かめた。

(減少)

毎年の基金の減少は、修繕等によるものである。令和元年度は、受変電設備、屋根・外壁の修

繕があったことから金額が多額となっている。

令和5年度の減少は送風機更新工事及び中央監視制御設備更新設計への充当(8,170千円)である。

以下の個別検証を実施した結果、問題点は発見されなかった。

- ・送風機更新工事（入札から工事完成までの一連の種類の閲覧）
- ・中央監視制御設備更新工事実施設計委託（入札から委託業務完了までの一連の種類の閲覧）

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	324,891	313,074	333,268	352,565	375,927
年度中平均残高（Ａ）	345,202	324,858	313,129	333,321	352,629
運用益（Ｂ）	264	280	297	216	282
利回り（Ｂ÷Ａ）	0.077	0.086	0.095	0.065	0.080

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

26. 市町村営団地開発促進事業基金

(1) 基金の概要

基金名	市町村営団地開発促進事業基金	
所管部署	管理	運用
	企業誘致・投資促進課	財政課
根拠例規	岡山県市町村営団地開発促進事業基金条例	
設置年月日	平成27年 3 月20日	
設置目的	市町村による工業団地、流通業務団地等の開発を促進し、もって地域の産業の振興及び雇用の創出を図る。	
基金が充当される事業の概要	市町村が産業団地の開発に関連して行う、道路や排水関係施設等の公共施設整備などに対する補助事業	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金（電源立地地域対策交付金）、財産収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	基金の運用から生ずる収益を積み立てる。
基金の取崩方針	基金設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、取崩しを行う。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である企業誘致・投資促進課にヒアリングを実施した。

発電施設の周辺地域の住民が通勤できる地域における企業の立地を促進し、当該地域の雇用の創出及び産業の振興を図るため、電源立地地域対策交付金を原資とし、立地企業が必要とする設備取得資金について、金融機関を通じて融資を行うことを目的とする岡山県企業立地資金貸付基金を昭和57年度に設置した。

昭和58年度から計28社、24億4千万円の貸付を行ったが、平成11年度以降は新規の貸付実績がなく、平成20年度で既貸付企業の返済が完了した。

このため、平成25年 1 月29日付けの「電源立地地域対策交付金の運用通達の改正について」の発出を契機に、基金の有効活用に向けた見直しを行うこととし、企業誘致を図るための土台となる産業団地の開発に当該基金を活用し、引き続き発電用施設周辺地域の雇用の創出と産業の振興を図る方針とした。

なお、産業団地の開発については、地域の特色を生かした産業の活性化を目指して取り組

む市町村を総合的に支援することとしており、市町村による団地開発の促進を図るための補助制度の原資とするため、平成27年2月18日付け、20150130財資第3号の「電源立地地域対策交付金で造成した基金の計画内容の変更承認について」を踏まえ、「岡山県企業立地資金貸付基金」を廃止し、その残余財産を原資として「岡山県市町村営団地開発促進事業基金」を平成27年3月に設置し、平成27年4月1日から市町村営団地開発促進事業を開始した。

電源立地地域対策交付金を活用した岡山県市町村営団地開発促進事業基金は、平成27年度から令和6年度を事業期間として基金の造成を認められており、事業の終了年度までに基金を処分する予定としていたが、平成30年度に発生した西日本豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、当初の予定よりも県内の市町村による産業団地の開発に遅れが生じており、令和6年度末までに基金を全額処分できないことが見込まれた。

産業団地開発を進めている県内の自治体は当基金事業による補助制度の利用を希望しており、遅くとも令和10年度までに事業の完了が見込まれることから、基金の処分期間を令和10年度まで延長した。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元年度	379,816	573	380,389	0	380,389
		0		0	
令和2年度	380,389	133	380,522	0	380,522
		0		0	
令和3年度	380,522	171	311,063	0	311,063
		69,630		0	
令和4年度	311,063	6	210,024	0	210,024
		101,045		0	
令和5年度	210,024	209	208,733	0	208,733
		1,501		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

基金の運用から生ずる収益を積み立てたもの。(209千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

産業団地を開発する市町村に対する補助の財源に充てるため、取崩しを行ったもの。

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

運用益による増加のみである。

(減少)

各市区町村への補助金である。令和3年度は、高梁市、和気町、令和4年度は井原市、瀬戸内市、令和5年度は井原市に対する補助金である。

令和5年度の井原市に対する補助金について、以下の個別検証を実施した結果、問題点は発見されなかった。

- ・井原市に対する補助金の認定通知書・確定通知書（添付資料含む）を閲覧した。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	380,389	380,522	311,063	210,024	208,733
年度中平均残高 (A)	379,793	380,389	380,332	308,260	210,021
運用益 (B)	573	133	171	6	209
利回り (B ÷ A)	0.151	0.035	0.045	0.002	0.100

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。
基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。なお、当基金は繰替運用が認められないため、現預金にて個別運用している。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

27. 新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金

(1) 基金の概要

基金名	新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金	
所管部署	管理	運用
	経営支援課	会計課
根拠例規	岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例	
設置年月日	令和2年10月6日	
設置目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及び発展を図る。	
基金が充当される事業の概要	中小企業に新型コロナ関連融資を行った金融機関等に対し、利子相当額等の一部を補助金として交付する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	基金の運用益を積み立てる
基金の取崩方針	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の金利負担の軽減等の事業へ充当する
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である経営支援課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及び発展を図ることを目的として設置されたものである。

当基金は、令和2年度に設置されており、その際に30億円が積立てられている。これは新型コロナ関連融資のために国から交付された額を基金として積立て、その後の県内の金融機関に対する利息相当額の交付に備えたものである。対象となるものは、ゼロゼロ融資及び新型コロナ特別対応による貸付に係る利息等である。

ゼロゼロ融資：最長10年。最初の3年間で国が無利子とするもの。

岡山県は4年目以降についても利子補助を一部継続しており、基金活用は令和7年度で終了。

新型コロナ特別対応：令和3年4月開始、最初の3年間で県が利子補助するもの。基金活用は令和7年度で終了。

基金の取崩しに関しては、金融機関が上記に関連する融資により貸出先に対して引き下げた利息相当額について申請を行い、これを経営支援課において取りまとめ、集計された金額を取崩すものである。

ゼロゼロ融資に関しては岡山県が独自に行っている4年目以降の利息の補助についての将来負担が発生することになるが、基金の残高がゼロとなった場合には、一般財源から必要資金を交付することが予定されている。なお、当該将来負担分については令和8年度から12年度まで継続することから、基金の積増しを行うことも考えられるが、関連する融資残高も返済により減少することにより利息の負担額についても漸減するため、一般財源での対応が想定されているものであり、基金の運営等についてはその設立の趣旨に鑑み、適切に行われているものと認められる。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間 増加(*1)	年度末残高
		減少(*2)		減少(*2)	
令和元年度	—	—	—	—	—
令和2年度	—	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000
		0		0	
令和3年度	3,000,000	111	3,000,112	0	2,926,488
		0		73,624	
令和4年度	2,926,488	258,318	3,184,806	0	3,084,600
		0		100,206	
令和5年度	3,084,600	356	3,084,955	0	2,450,114
		0		634,841	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益(356千円)

*2: 令和5年度の基金減少理由

中小企業者向け融資制度金融機関等補助金への充当(634,841千円)

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。また、令和5年度の基金の取崩しに関し、県内金融機関から提出される岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付申請書他の書面を閲覧し、申請額の合計と基金の取崩しが整合していることを確かめた。

基金の積立てに関しては、令和2年度に国から当事業実施のために交付された30億円を積立て

ており、令和4年度には物価高、エネルギー高騰に伴う融資に関する利息の負担額として約2億5千万円が計上されている。その他の積増しについては、基金の運用による収益である。

一方、基金の取崩しに関しては、大部分が金融機関への利息負担額の精算に伴うものである。事務の執行について関連資料の閲覧をした結果、指摘すべき事項は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	—	3,000,000	2,926,488	3,084,600	2,450,114
年度中平均残高 (A)	—	3,000,000	3,000,001	2,939,464	3,101,348
運用益 (B)	—	0	111	159	356
利回り (B ÷ A)	—	0	0.004	0.005	0.011

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、安全性の高い預金により運用を行っている。なお、当基金の性質として、令和7年度までに基金の取崩しが行われることが想定されていることから、相対的に長期の投資となる債券の運用ではなく、預金で運用しているが、事業の特性として問題はないものと考えられる。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

28. 農業構造改革支援基金

(1) 基金の概要

基金名	農業構造改革支援基金	
所管部署	管理	運用
	農村振興課	会計課
根拠例規	岡山県農業構造改革支援基金条例	
設置年月日	平成26年2月28日	
設置目的	国が県に交付する農地集積・集約化対策事業費補助金により、農業経営の規模の拡大、耕作の事業の用に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、岡山県農業構造改革支援基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	担い手への農地集積と集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」を整備し、その活動を支援することで農業構造の改革と生産コストの削減を図り、もって農業の生産性の向上に資する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金（農地集積・集約化等対策事業費補助金）、財産収入（運用益）	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	農地集積・集約化等対策事業を進めていく上で、国と協議しながら、必要な予算を積み立てていく。
基金の取崩方針	農地集積・集約化等対策事業を進めていく上で、国と協議しながら、必要な予算を取り崩し活用する。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である農村振興課にヒアリングを実施した。

国から基金の積立の配分が通知されることで、岡山県の当該基金の積立額が決まるため、国庫支出金の積み立てについて、県に裁量権はない。令和元年～令和5年までの期間では、令和4年度に44百万円の国庫支出金を受け入れているのみである（その他の年度はなし）。

基金の減少額については、年度ごとにかなりバラつきがあるが、農地中間管理事業の運営費自体は年間140百万円程度とそれほど大きな変動はない。この運営費のうち、基金からの取崩額

は、国からの指示のもと決定されるため、取崩しについても県に裁量はない。基金からの充当で不足する部分は、国庫補助金及び一般財源からの支出となる。

過去5年間の当基金の推移をみると、年度末残高は急激に減少しているが、上記のとおり不足部分は、国庫補助金及び一般財源から支出することになるため、基金の残高不足は想定されていない。

減少は、農地中間管理事業の運営費の他、機構集積協力金交付額が含まれる（ただし、平成30年度から令和4年度までは国庫補助金及び一般財源から支出しており、基金の取崩しはない）。令和5年度においては、基金からの充当が発生している。

機構集積協力金には、以下の3種類がある。

いずれも農地を農地バンクに貸付け、農地バンクが必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する農地バンク事業として実施するものであり、農業の生産性の向上に資することが目的である。

① 地域集積協力金

地域で話し合い、まとまった農地を農地バンクに貸し付けることで、貸し付けた農地の割合に応じて地域に協力金を支払うもの。

② 集約化奨励金

分散してる農地を集約化した地域に奨励金を支払うもの。

③ 経営転換協力金

農地部門の減少により経営転換する農業者、リタイヤする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者が、農地バンクに貸し付ける場合に協力金を支払うもの。令和5年度で終了している。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	112, 612	281	112, 893	0	110, 941
		0		1, 952	
令和 2 年度	110, 941	1, 318	112, 258	0	112, 258
		0		0	
令和 3 年度	112, 258	372	112, 631	0	48, 894
		0		63, 737	
令和 4 年度	48, 894	45, 305	94, 199	0	45, 677
		0		48, 522	
令和 5 年度	45, 677	384	46, 061	0	36, 616
		0		9, 445	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（6千円）、機構集積協力金交付事業の返還金（378千円）の積立による増

*2: 令和5年度の基金減少理由

農地集積・集約化等対策事業（9,445千円）の財源として取り崩したことによる減少
--

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

（増加）

令和4年度は、増加額が多額になっているが、国庫支出金（農地集積・集約化等対策事業費補助金）44百万円を基金に積み立てたことによるものである。

令和5年度の増加は機構集積協力金交付事業の返還金（378千円）の積立が含まれる。

機構集積協力金のうち経営転換協力金の交付は、農地バンクに対して10年以上農地貸付を行うことが条件であるが、一旦協力金を交付した後に事情が変わり、土地を売却する場合には、協力金を返還することになる。協力金交付時に、基金から充当されたものについては、返還を受けた場合に、当基金に戻される形で積み立てられる。

（減少）

令和元年から令和4年度の減少は、農地中間管理事業の運営費である。

令和5年度は、減少9,445千円のうち、8,650千円が機構集積協力金、残額は農地中間管理事業の運営費である。

機構集積協力金について、以下の個別検証を実施した。

- ・地域集積協力金 美作市 3,080千円

美作市からの令和5年度岡山県農地集積・集約化等対策事業費補助金実績報告書一式を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

（4） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	110,941	112,258	48,894	45,677	36,616
年度中平均残高（A）	114,071	111,259	112,260	59,640	53,787
運用益（B）	6	4	4	3	6
利回り（B÷A）	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

29. おかやま森づくり県民基金

(1) 基金の概要

基金名	おかやま森づくり県民基金	
所管部署	管理	運用
	林政課	会計課
根拠例規	岡山県おかやま森づくり県民基金条例	
設置年月日	平成12年4月1日	
設置目的	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	○県民の森林活動への参加促進支援事業（おかやま共生の森事業） 県下3箇所に「おかやま共生の森」を設置し、県民を対象に作業体験行事を実施。 ○森林活動促進への支援事業 県内で森づくり活動に取り組む団体等の自主的な活動や市町村等が実施する森林体験活動等の行事を支援。 ○おかやま森づくり県民税事業 施策の基本方針に基づき、各種の森林保全施策を実施。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源（森づくり県民税）、寄附金、財産収入（運用益）	
予算計上会計	一般会計	
備考	－	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	寄附金、おかやま森づくり県民税及びそれらに係る運用益を積立
基金の取崩方針	上記設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り基金を処分することとし、森林保全施策、森づくりへの理解の推進に要する経費を取崩す。
基金の目標額	－
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	－
担当課の考える課題	利用目的を明確にし、基金、森税の事業実績を広くPRする。
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である林政課にヒアリングを実施した。

当基金は、以下の3つの事業を行うために設置されている。

① 県民の森林活動への参加促進事業（おかやま共生の森事業）

県下3箇所（岡山市、井原市、美咲町）におかやま共生の森を設置し、県民を対象に作業体験行事等を実施。

② 森林活動促進への支援事業

森づくり活動に取り組む団体等に対して、上限30万円を補助する事業。

③ おかやま森づくり県民税事業

水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進、森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進を行う。

主な財源は、森づくり県民税である。納税者は個人（年額500円で県民税均等割1,000円に加算して納付）、法人（年額1,000円～40,000円 均等割り額の5%相当額）である。

税のしくみ

○納める人
県民税均等割を納める人
 個人：県内に住所がある人、県内に家屋数などを持っている人
 法人：県内に事務所等を持っている法人

○納める額
個人：年額500円
※県民税均等割額1,000円＋おかやま森づくり県民税額500円
 ＝納税額1,500円（年額）
法人：年額1,000円～40,000円
（均等割額の5%相当額）

○課税期間
 個人：**令和10(2028)年度分まで**
 法人：**令和11(2029)年3月31日までに開始する事業年度分まで**

○納税方法
 個人：県民税（均等割）に加算して、住民税の一部として納めていただきます。
 法人：法人県民税の申告の際に、県民税均等割額に加算して納めていただきます。

【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額 （年額）	おかやま森づくり県民税 の税率（年額）
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

【おかやま森づくり県民税のしくみ】

（出典：岡山県HP 広報用リーフレットより抜粋）

122

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	592, 496	588, 582	1, 181, 078	0	603, 713
		0		577, 365	
令和 2 年度	603, 713	587, 894	1, 191, 607	0	598, 310
		0		593, 297	
令和 3 年度	598, 310	601, 035	1, 199, 345	0	595, 902
		0		603, 443	
令和 4 年度	595, 902	581, 026	1, 176, 927	0	515, 390
		0		661, 537	
令和 5 年度	515, 390	591, 757	1, 107, 147	0	425, 193
		0		681, 954	

*1:令和5年度の基金増加理由

運用益（72千円）、寄附金（1,020千円）、県民税収（590,665千円）の積み立てによる増加

*2:令和5年度の基金減少理由

県民の森林活動促進への参加促進支援事業(3,368千円)、森林活動促進への支援事業（11,916千円）、おかやま森づくり県民税事業（666,670千円）の財源として取り崩したことによる減少

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

主な増加は、森づくり県民税である。個人、法人からの均等割部分であり、税収は安定していることから、基金の積立額も安定している。その他は、運用益、寄附金等による増加。

(減少)

主な減少は、おかやま森づくり県民税事業の事業費である。

令和5年度は681,954千円の減少のうち、666,670千円がおかやま森づくり県民税事業の事業費である。当該事業の事業費について、以下の個別検証を実施した。

令和5年度「おかやま森づくり県民税」事業別実績を閲覧し、基金を充当する事業及びその実施内容、充当額について検討した結果、問題点は発見されなかった。

また、令和5年度の減少額681,954千円のうち、11,916千円が森林活動促進への支援事業である。当該事業は、森づくり活動に取り組む団体等に対して、上限30万円を補助する事業である。

補助金の対象となった事業の一覧より任意に1件抽出したサンプルについて、補助金の申請から実績報告書の提出に至るまでの一連の資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	603,713	598,310	595,902	515,390	425,193
年度中平均残高 (A)	695,295	698,392	698,835	698,063	627,570
運用益 (B)	35	24	26	38	72
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

30. おかやまの森整備公社経営改善推進基金

(1) 基金の概要

基金名	おかやまの森整備公社経営改善推進基金	
所管部署	管理	運用
	林政課	会計課
根拠例規	岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金条例	
設置年月日	平成11年12月21日	
設置目的	県土の保全や水資源のかん養等森林の公益的機能に配慮しながら多様な森林の整備を推進し、農山村経済の振興を図るため、その中核的役割を担う公益社団法人おかやまの森整備公社の経営を改善し、将来にわたり健全な経営を確保することを目的として、岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	公社の森機能増進総合事業 ・公社の森機能増進事業 公社の森を環境保全に優れた森林へ誘導する事業に対する補助 ・公社の森機能増進運営事業 事業を実施するために必要な運営に対する補助 ・公社の森機能維持管理事業 公社の森を環境林として維持管理するための補助金	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	諸収入（公益社団法人おかやまの森整備公社からの償還金）	
予算計上会計	岡山県造林事業等特別会計	
備考	－	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	長期貸付金の償還金及び基金の運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	上記設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り基金を処分することとし、公社の森機能増進総合事業に必要な金額を基金から取り崩す。
基金の目標額	－
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	－
担当課の考える課題	公益社団法人おかやまの森整備公社の長期経営計画の確実な実行
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である林政課にヒアリングを実施した。

昭和17年～40年の県行造林事業(*1)に替わる公的な森林整備機関として、昭和40年に社団法人岡山県林業公社が設立された。

(※1) 県行造林事業とは…県が土地所有者と分収契約を締結して造林を行い、契約満期に達したときに収益を分け合うもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的とした事業である。

県行造林事業は国の主導で進められてきたが、収益化するまでに40年程度かかるため、収益化できる頃には、事業開始当初とは大きく情勢が変わり、木材の関税が大きく下がるなどして輸入材が増加した。そのため、当初見込んでいた収益を得ることが困難になったことに加え、賃金上昇も重なり採算がとれなくなった（国主導であったため、岡山県固有の問題ではなく、全国的に同様の状況が起っていた）。

そこで、平成17年4月、岡山県の全面的な支援を受け、これまでの「皆伐方式」による経済性の追求から「択伐方式」による環境保全優先へと経営方針を転換し、社名を「社団法人おかやまの森整備公社」に変更した。

その後、岡山県から公益社団法人の認定を受け、平成25年に社名を「公益社団法人おかやまの森整備公社」と改めた。さらに、令和4年には、一般社団法人岡山県森林協会と合併して現在に至る。

上記のとおり、経営が非常に厳しい状況にあり、平成16年度から始まった公社改革により、経営合理化を推進した。民間の金融機関、農林公庫、岡山県から借入があったが、岡山県以外の借入を県が肩代わりする形で無利子貸し付けを受け、それを原資に有利子負債を返済した。

平成16年度末に、公社債務の累増を防止するため、県から、既存債務の償還資金として705億円の無利子貸付を受け、公社はこれを原資として農林漁業金融公庫などへの一括繰り上げ償還を行っています。



(出典：公益社団法人 おかやまの森整備公社HPより抜粋)

この公社改革により、経営方針を、環境保全を重視した森林の整備へと転換したため、皆伐収入を前提とした借入金による経営から、択伐等による収入以外は、全て補助金による経営へと移行した。

基金への積み立ては、公社からの償還金为主である。また、基金が充当される事業は、森機能増進総合事業である。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	10, 975, 365	500, 566	11, 475, 932	0	10, 257, 564
		0		1, 218, 368	
令和 2 年度	10, 257, 564	500, 358	10, 757, 922	0	9, 506, 929
		0		1, 250, 993	
令和 3 年度	9, 506, 929	500, 360	10, 007, 289	0	8, 752, 852
		0		1, 254, 437	
令和 4 年度	8, 752, 852	500, 485	9, 253, 337	0	7, 997, 814
		0		1, 255, 524	
令和 5 年度	7, 997, 814	500, 938	8, 498, 752	0	7, 232, 032
		0		1, 266, 720	

*1: 令和5年度の基金増加理由

長期貸付金の償還金（500,000千円）及び運用益（938千円）を積立てたことによる増

*2: 令和5年度の基金減少理由

令和5年度の公社の森機能増進総合事業費（1,266,720千円）の財源として取り崩したことによる減

< 基金残高の増減に関する手続 >

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

令和元年度から令和5年度までの増加のうち、500百万円は公社からの長期借入金の償還金である。それ以外の増加は運用益である。

(減少)

令和元年度から令和5年度までの減少のうち、1,067百万円は償還補助金（うち、500百万円は長期借入金の返済、567百万円は短期借入金の返済）である。それ以外は、経営補助金である。

おかやまの森整備公社作成の短期借入金及び長期借入金の返済シミュレーション資料を閲覧し、返済シミュレーションの実現可能性について検討した。

当該資料は、平成16年度からの公社改革に伴い、平成17年度から令和51年度までの期間で策定された長期計画に基づくものであり、直近では令和元年度に改訂されている。

シミュレーション資料によると、県からの償還補助金を原資とした借入金の返済に加えて、伐採収入等からの公社自力の返済が予定されている。令和3年度以降は、伐採収入等が上振れしたことから、当初計画を上回る償還実績を上げている。

今後の公社の経営状況が悪化すると、公社自力返済額が計画を下回る可能性があるため、当該返済シミュレーションの確実な実行が求められるが、現時点では返済シミュレーションの実現可

能性について問題ないと判断した。

また、当該返済シミュレーションが、当基金の残高に与える影響についても検討した。

当基金残高は、毎年の償還金による基金の積み立てよりも償還補助金による取り崩しの方が多くなっていることから、過去5年間の残高の推移を見ても大きく減少している。

返済シミュレーションによると、毎年の償還金による基金の積み立てよりも償還補助金による取り崩しの方が大きくなる傾向が令和14年度まで続く見込みであり、令和14年度末には基金の残高が550百万円まで減少するものの、その後は長期借入金の返済原資である償還補助金500百万円が不要となる見込である（短期借入金に対応する償還補助金はある）。また、令和19年度には、短期借入金に対応する償還補助金も含め、基金からの償還補助金が完全に不要となり、経営補助金のみの取崩となる一方で、長期借入金の償還500百万円を予定していることから、基金の残高は増加に転じることとなる。

その後、令和46年度には、短期借入金、長期借入金ともに残高がゼロとなる見込みであり、現在の計画どおりに進めば、基金が枯渇することはない。

以上より、当該返済シミュレーションを閲覧した結果から、計画の確実な実行が前提となるが、基金の残高について問題点は発見されなかった。

（４） 運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	10,257,564	9,506,929	8,752,852	7,997,814	7,232,032
年度中平均残高（Ａ）	11,206,792	10,455,334	9,716,795	8,963,293	8,209,014
運用益（Ｂ）	566	358	360	485	938
利回り（Ｂ÷Ａ）	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

＜基金の運用に関する手続＞

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

31. 森林整備地域活動支援基金

(1) 基金の概要

基金名	森林整備地域活動支援基金	
所管部署	管理	運用
	林政課	会計課
根拠例規	岡山県森林整備地域活動支援基金条例	
設置年月日	平成14年4月1日	
設置目的	国が県に交付する森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援し、適切な森林整備の推進を通じて森林の有する県土の保全、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、岡山県森林整備地域活動支援基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	森林所有者や林業事業体等が行う、森林経営計画の作成や間伐の実施に必要な森林情報の収集、森林の調査、森林所有者への合意形成活動等の地域活動を支援する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金（森林整備地域活動支援交付金）、財産収入（運用益）	
予算計上会計	一般会計	
備考	－	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	国から県に交付される森林整備地域活動支援交付金を積み立てる。
基金の取崩方針	設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合に限り、これを処分することができることとしている。
基金の目標額	－
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	－
担当課の考える課題	－
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である林政課にヒアリングを実施した。

近年の林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が増加しており、森林の多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。このため、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備を通じて、森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、市町村が行う交付金の事業に要する経費に対し、岡山県が岡山県森林整備地域支援交付金を交付する。

当該交付金は、市町村を経由して、交付金申請者が受け取ることとなり、その負担割合は国庫（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）である。交付金のうち、国庫負担分について当基金を取り崩し、県負担分と合わせて、市町村に交付し、最終的に、交付金申請者に交付されることとなるものである。

（３） 基金の残高推移

（単位：千円）

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	24,656	1	24,657	0	24,622
		0		35	
令和 2 年度	24,622	1	24,623	0	22,788
		0		1,835	
令和 3 年度	22,788	1	22,789	0	21,434
		0		1,355	
令和 4 年度	21,434	1	21,435	0	20,595
		0		840	
令和 5 年度	20,595	2	20,598	0	19,898
		0		700	

*1:令和 5 年度の基金増加理由

令和 5 年度の運用益（2 千円）の積立てによる増加

*2:令和 5 年度の基金減少理由

令和 5 年度の森林整備地域活動支援対策（700 千円）の財源として取り崩したことによる減少

< 基金残高の増減に関する手続 >

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

（増加）

令和元年度から令和 5 年度までは増加は、運用益のみである。

当基金の設置は平成14年であり、設置当初は必要に応じて県が国庫に申請し、交付を受けて基金の積み立てを行っていたが、近年は一定程度、必要なところへの交付金が行き渡り、補助対象が少なくなったことで、平成24年度を最後に、国庫への申請も行われていない。よって、直近 5 年間では、国から県に交付される森林整備地域活動支援交付金の積み立て実績はない。

（減少）

直近 5 年間の減少は、全て交付金の交付による取り崩しである。

令和 5 年度の減少700千円は全て津山市に対する交付金である。当該交付金について、以下の個別検証を実施した。

・交付金の申請、交付金の確定、交付後の実績報告書までの一連の書類を閲覧し、岡山県森林整備地域活動支援交付金等交付要綱に則って適切な事務手続が実施されていることを確かめた。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	24,622	22,788	21,434	20,595	19,898
年度中平均残高 (A)	24,662	24,628	23,094	21,660	20,736
運用益 (B)	1	1	1	1	2
利回り (B ÷ A)	0.005	0.003	0.004	0.005	0.011

< 基金の運用に関する手続 >

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

32. 市町村森林経営管理支援基金

(1) 基金の概要

基金名	市町村森林経営管理支援基金	
所管部署	管理	運用
	林政課	会計課
根拠例規	岡山県市町村森林経営管理支援基金条例	
設置年月日	平成31年4月1日	
設置目的	市町村による森林の経営管理に対する支援等を行うことにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を促進し、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、岡山県市町村森林経営管理支援基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	県が構築した森林クラウドの情報充実による市町村業務の効率化や、市町村から森林経営管理を受託する林業経営体（民間事業者）に対する研修及び研修施設の整備など、市町村支援のための事業に充当する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	一般財源（森林環境譲与税）、財産収入（運用益）	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国から譲与される森林環境譲与税を予算化している。
基金の取崩方針	設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとしている。
基金の目標額	—
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

概要について、管理所管部署である林政課にヒアリングを実施した。

当基金は、森林環境譲与税を主な財源としている。森林環境譲与税は以下のとおりである。

1 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

(出典：林野庁HP)

森林環境譲与税は、令和元年度より創設され、当基金は、それに伴い設置されたものである。

当基金の取崩は、市町村支援に限定される。県が構築した森林クラウドの情報を市町村に共有し、専門的人員の紹介、派遣、及び市町村職員等を対象とした研修等を行うことで市町村がより実効性のある林業経営体の支援を行うことが可能となる。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	0	78, 636	78, 636	0	1, 718
		0		76, 918	
令和 2 年度	1, 718	117, 954	119, 673	0	70, 948
		0		48, 725	
令和 3 年度	70, 948	119, 389	190, 337	0	78, 900
		0		111, 437	
令和 4 年度	78, 900	119, 283	198, 183	0	106, 666
		0		91, 517	
令和 5 年度	106, 666	118, 373	225, 039	0	135, 529
		0		89, 510	

*1:令和5年度の基金増加理由

令和5年度の森林環境譲与税（118,359千円）及び運用益（14千円）の積み立てによる増加

*2:令和5年度の基金減少理由

令和5年度の森林管理システム市町村等支援事業費（86,529千円）、森林研究所運営費（1,975千円）、林業技術普及指導費（1,006千円）の財源として取り崩したことによる減少

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。

(増加)

増加のほとんどが、国からの森林環境譲与税である。その他、少額であるが運用益も積み立てられる。

(減少)

毎年の減少のうち、主なものは、森林管理システム市町村等支援事業費に係るものである。

令和5年度の減少 89,510 千円のうち、86,529 千円が森林管理システム市町村等支援事業費に充当されたものである。

令和5年度の減少について、以下の個別検証を実施した。

- ・令和5年度森林環境譲与税の使途一覧を閲覧し、事業メニュー、事業内容、充当額について内容を検討した結果、問題点は発見されなかった。

- ・令和5年度森林環境譲与税の使途一覧から、サンプルベースで以下の事業についての個別検証（契約書の閲覧）を実施した結果、問題点は発見されなかった。

事業メニュー	事業内容
航空レーザー計測成果による森林資源解析	森林資源解析ができていない市町村の区域を対象に、航空レーザー計測成果を活用して森林資源解析を実施し、森林資源及び地形情報のデジタルデータを森林クラウドへ登録する。 ・新見市、矢掛町

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,718	70,948	78,900	106,666	135,529
年度中平均残高 (A)	78,636	14,440	79,395	97,799	122,285
運用益 (B)	0	1	3	5	14
利回り (B ÷ A)	0	0.003	0.004	0.005	0.011

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、基金に属する現金は設置当初から金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しており、債券の一括運用を利用していない。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

33. 県立学校施設等整備基金

(1) 基金の概要

基金名	県立学校施設等整備基金	
所管部署	管理	運用
	教育庁財務課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県立学校施設等整備基金条例	
設置年月日	平成20年3月18日	
設置目的	岡山県立学校の施設、設備等を総合的かつ計画的に整備し、学校教育の充実に資するため。	
基金が充当される事業の概要	【ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業】 ふるさと納税制度を活用し、学校を指定して寄附を募り、各学校が策定した活用プランに基づき、よりよい学習環境の充実に活用する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	寄附金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	当該年度の寄附金を翌年5月末に一括積立
基金の取崩方針	当該年度に事業執行で支出した額を翌年5月末に一括取崩
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である教育庁財務課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、岡山県立学校の施設、設備等を総合的かつ計画的に整備し、もって学校教育の充実に資することを目的として設置されている。基金の設立時より、寄附された寄附金の額を基金の積立原資とすることが条例においても明記されており、現在では岡山県に対するふるさと納税のメニューの一つとしてふるさと岡山“学び舎”環境整備事業を設け、特定の学校に対する寄附を行うことが可能となっている。当該ふるさと納税に参加する学校はそれぞれに希望する寄附金の目標額を設定し、基金では、寄附金の額が目標額に達し事業が実行されるまでの間、基金において集められた寄附金を一般会計から区分して管理が行われるものである。

取崩しに関しては、目標額に達した事業について実際に事業を実行し基金を取り崩すこととなる。また、個別の事業に対する目標額に達しない場合であっても、特定の学校を指定しない「ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業」に関する寄附もあることから、不足分を学校指定のない寄

附金で補てんして実行するケースもあるが、その場合も事業の実施により基金の取崩しが行われるものである。

当基金においては、基本的に担当課が各校にふるさと納税への参加の意思を確認し、ふるさと納税の寄附先としてメニューに加えるが、その時点で目標額と使途が明確となり、寄附が目標額に達した場合には、当初の目標に則して事業が実行されるため、寄附金として集められた基金に積み立てられた額と使途との関連が明確となっている事業である。

当基金に関して、指摘すべき事項は特段認められず、適切に運営されているものと判断した。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	167, 010	122	167, 132	54, 463	176, 801
		0		44, 794	
令和 2 年度	176, 801	151	176, 952	49, 030	203, 262
		0		22, 720	
令和 3 年度	203, 262	189	203, 451	21, 589	152, 134
		0		72, 906	
令和 4 年度	152, 134	104	152, 238	22, 644	148, 739
		0		26, 143	
令和 5 年度	148, 739	119	148, 859	36, 110	155, 293
		0		29, 676	

*1:令和5年度の基金増加理由

ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業に係る寄附の増加。(36,110千円)

*2:令和5年度の基金減少理由

ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業の事業執行に係る経費の取崩。

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施するとともに、担当課における寄附金の管理資料の閲覧を実施した。

当基金は、主にふるさと納税により集められた各学校に対する寄附金について、目標額に達するまでの期間において基金として一般財源と区別して管理されている。また、ふるさと納税による寄附は、寄附者が特定の学校を指定していることから、原則として他の学校が希望する目標額の補てんに流用されるものではないため、担当課においては学校別の寄附目標額及び寄附金の額、事業の実施により執行された金額を個別に管理している。

これらの業務に関して、特段指摘すべき事項は発見されなかった。ただし、基金として計上された資金の使用に関して、以下の意見を記載する。

【意見14】

担当課における寄附金の管理資料を閲覧したところ、学校の設定した目標額に達し、かつ目的とした事業が完了したものについて、余剰金が生じているケースが散見される。令和5年度の時点でこれに該当する残額が37,632千円となっている。寄附により集められた資金については、寄附者の意思を尊重することが重要であるため、安易に他の学校の不足額の補てんに流用されるべきものではないが、一方で活用されないまま残置される状況も望まれないものと考えられる。

したがって、余剰が生じた場合には、可能な限り対象となった学校において有効に活用されることが望ましいと考えられる。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	176,801	203,262	152,134	148,739	155,293
年度中平均残高(A)	158,299	175,243	198,878	160,687	149,324
運用益(B)	122	151	189	104	119
利回り(B÷A)	0.077	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

34. 公立学校情報機器整備基金

(1) 基金の概要

基金名	公立学校情報機器整備基金	
所管部署	管理	運用
	教育庁高校教育課 教育情報化推進室	会計課
根拠例規	岡山県公立学校情報機器整備基金条例	
設置年月日	令和6年3月22日	
設置目的	国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報機器の計画的な整備等を促進し、もって教育環境の整備を図るため。	
基金が充当される事業の概要	・公立学校（義務教育段階）の児童生徒の1人1台端末の整備等 ・障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備等 ・都道府県において上記事業に関連して生じる事務費	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	国庫支出金（公立学校情報機器整備事業費補助金）	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	国からの国庫支出金（端末等の整備に必要な経費）
基金の取崩方針	市町村への補助金交付等
基金の目標額	—
目標額に対する不足額 不足の場合今後の方針	—
担当課の考える課題	—
その他	—

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である教育庁高校教育課教育情報化推進室に対してヒアリングを実施した。

当基金は、国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報機器の計画的な整備等を促進し、もって教育環境の整備を図ることを目的として設置されている。具体的には、国が主導するGIGAスクール構想に基づく機器取得から5年程度が経過し、機器の更新のために設立されたものである。国主導の事業であるため、国から原資が出ており基金の設置が求められるものであり、公立学校情報機器整備事業費補助金として入金された金額の全額を基金に積み立てたものである。

当基金が対象となる機器の更新は令和6年度以降に予定されていることから、取崩しは生じていない。なお、現時点で国の事業の実施見込期間が5年であることから同様の期間で完了する想定となっている。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初 残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	—	—	—	—	—
		—		—	
令和2 年度	—	—	—	—	—
		—		—	
令和3 年度	—	—	—	—	—
		—		—	
令和4 年度	—	—	—	—	—
		—		—	
令和5 年度	0	0	0	1, 196, 403	1, 196, 403
		0		0	

*1:令和5年度の基金増加理由

国からの国庫補助金の交付による積立

*2:令和5年度の基金減少理由

—

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。また、積立原資となる公立学校情報機器整備事業費補助金の申請書の閲覧を実施した。

国からの補助金の積算は1台当たり55,000円（消費税込）の3分の2であり、県全体の児童生徒数の20%を乗じて算定されている。公立学校情報機器整備事業費補助金は令和7年度までの予算が確保されているとのことであり、令和6年度以降においても基金の積立が予定されている。また、国の計画では、令和7年度までに岡山県全体で交付されている機器の7割を令和7年度までに交付し、残りの3割に関する部分については令和8年度以降に国から手当されるものと見込まれている。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	—	—	—	—	1, 196, 403
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	0
運用益 (B)	—	—	—	—	0
利回り (B ÷ A)	—	—	—	—	0

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問を実施した。

基金条例に則り、安全性の高い預金により運用を行う予定であり、補助金の交付による積立後、事業の実施による取崩しが短期間に行われる予定のため、預金での運用が想定されている。

以上の結果、基金の運用等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

35. 図書館等整備基金

(1) 基金の概要

基金名	図書館等整備基金	
所管部署	管理	運用
	教育庁生涯学習課	財政課、会計課
根拠例規	岡山県図書館等整備基金条例	
設置年月日	平成元年 3 月 31 日	
設置目的	岡山県立図書館等の整備及び図書館資料等の充実を図り、県民の教育と文化の発展に寄与するため。	
基金が充当される事業の概要	市町村立図書館等への支援、郷土資料の収集、調査・研究や課題解決など県民への直接サービス、子供読書活動推進、より幅広い情報の提供による県民サービスの充実のために図書資料を購入する。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
主な積立財源	財産収入、寄附金、諸収入	
予算計上会計	一般会計	
備考	－	

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等

基金の積立方針	毎年度の基金運用による運用益、ふるさと納税等の寄附金、自動販売機収入を積み立てる。
基金の取崩方針	予算及び執行状況に応じた金額を取崩す。
基金の目標額	－
目標額に対する不足額不足の場合今後の方針	令和 5 年度までは特定財源のみ（寄附金等の事業充当、繰入金）であったが、令和 6 年度からは一般財源を投入した。また新たな歳入確保対策を検討しており、予算確保について財政課と協議をしながら方針を決めていく。
担当課の考える課題	－
その他	－

<基金の概要、方針に関する手続>

管理所管部署である教育庁生涯学習課に対してヒアリングを実施した。

当基金は、岡山県立図書館等の整備及び図書館資料等の充実を図り、県民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置されている。

当基金の設立に際しては一般財源から 23 億円が拠出されており、その後、県立図書館等の資料拡充のための費用等を負担するために用いられている。なお、購入した蔵書については、他の市町村立図書館等に対して貸し出す支援用図書としても活用されている。

基金の積立原資としては、運用益、自動販売機収入、平成 29 年からふるさと納税に参加することによる寄附金の受入が経常的なものであり、臨時のものとしてふるさと納税以外の寄附・遺贈がある。基金の取崩しについては、主に蔵書の拡充のための図書購入であるが、近年は基金残高の

減少傾向が継続しており、令和5年度までは基金により書籍を購入していたものの、令和6年度からは一般財源も充当する状況となっている。

ただし、図書館に関しては、図書館の充実のための県民からの寄附等が行われることもあることから当該寄附を受け入れ、寄贈者等の意図に沿った運用ができるよう基金自体は今後も継続して存続させる方針である。

以上の結果、基金の概要等について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(3) 基金の残高推移

(単位：千円)

	年度初残高	増加(*1)	3 月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
令和元 年度	618, 527	494	619, 021	782	520, 386
		0		99, 417	
令和 2 年度	520, 386	463	520, 849	237	445, 534
		0		75, 552	
令和 3 年度	445, 534	434	445, 968	482	446, 450
		0		0	
令和 4 年度	446, 450	290	446, 740	1, 520	448, 260
		0		0	
令和 5 年度	448, 260	358	448, 618	55, 976	429, 428
		0		75, 167	

*1: 令和5年度の基金増加理由

運用益 (358千円)、寄附金 (49,027千円)、自動販売機収入 (773千円)、ふるさと納税 (6,177千円)

*2: 令和5年度の基金減少理由

基金取崩し (75,167千円)。図書資料の購入。

<基金残高の増減に関する手続>

過去の基金の増減内容について、ヒアリングを実施した。また、令和5年度における遺贈による積立額について関連資料の閲覧を行った。

令和3年度及び令和4年度については、国の交付金を図書館の書籍購入費に充当したことから、基金の取崩しが生じていないものである。

令和5年度の取崩しに関しては、県立図書館資料関係執行状況を閲覧し、取崩額との一致を確かめた。

基金の積立及び取崩しに関する事務について、指摘すべき事項等は発見されなかった。

(4) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	520,386	445,534	446,450	448,260	429,428
年度中平均残高 (A)	635,391	536,288	458,088	446,370	448,007
運用益 (B)	494	463	434	290	358
利回り (B ÷ A)	0.078	0.086	0.095	0.065	0.080

<基金の運用に関する手続>

基金の運用について、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

基金条例に則り、債券の一括運用を利用し、できるだけ効率的な運用を行っている。

基金の運用に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、手続を実施した結果、指摘事項及び意見は発見されなかった。

第7 基金残高の実在性の検討

1 基金管理簿「基金関係計算書」の整備及び運用状況

(1) 実施した手続

基金に関する管理簿として、月次で「基金関係計算書」が適切に作成され、決裁の上、代表監査委員に適切に提出されているかという観点で、会計課に対する質問、基金計算書及び決裁書の閲覧を実施した。

(2) 結果

会計課が、令和5年度4月～令和6年3月の毎月「基金関係計算書」を作成し、決裁の上、代表監査委員へ例月出納検査資料として提出されていることを確かめた。

さらに、令和6年3月末については、監査事務局が作成した「令和5年度現金出納検査結果報告書（一般会計・特別会計・基金）」が、岡山県知事に対して結果報告されていることも確かめた。

2 基金管理簿上の残高の実在性

(1) 実施した手続

令和6年3月末日時点において、基金に属する普通預金残高、大口定期残高、債券残高及び繰替運用残高が実在するかという観点で、基金関係計算書上の残高について、金融機関等が作成した外部証憑との照合を実施した。

(2) 結果

資産種類	残高	外部証憑	結果
普通預金	67,621,526円	岡山県指定金融機関 発行 「基金収支対照表」	一致 なお、令和6年3 月中の受入額及び 払出額についても 一致していた。
大口定期 預金	208,000,00円	預け先金融機関発行 「残高証明書」	一致
債券	55,413,039,305円	各証券会社発行 「残高証明書」	一致
繰替運用	124,405,516,203円	岡山県指定金融機関 発行 「出納日計表（その 4）」	一致

第8 おわりに

国において、行財政改革の一環として、政府は国の基金に基づく200の事業すべてを対象に、無駄がないかなどを点検してきた。令和6年4月に、政府はすでに役割を終えたとして15の事業を廃止する方針を固め、合わせて5,400億円余りを使う見込みがなくなったとして基金から国庫に返納させるとした。

さらに、基金自体のあり方について、対象事業の終了時期が設定されず、必要性も十分検討されないまま存続され、行政の透明性や効率性の低下につながった可能性もあるとして、今後は、事業に原則10年の期限を設け、効果を検証する仕組みもつくるとしている。

国における基金に関しての、上記の事象は、県においても例外ではなく、近年における基金残高の増加傾向やいわゆる「休眠基金」に近い基金の存在を完全に否定できる状況ではないと考え、今回の監査において、すべての基金を対象に個別に検討を実施し、指摘事項及び意見を列挙したところである。

一方、国内外をはじめ、金利上昇局面の環境下にあることから、残高にスケールがある基金について、より安全かつ効率的な運用を実現する効果はより一層増す状況にあることから、今後の運用の在り方についても検討を実施していただきたい。

監査人としては、今回の監査において、指摘事項又は意見とした点については、岡山県において真摯に受け止めて改善を検討することをお願いするとともに、今後の検討の一助となれば幸甚である。

最後に、本件の包括外部監査において対象となった担当職員各位及び岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なるご協力をいただいたことについて、心より感謝を申し上げて、本件の包括外部監査を終えることとする。

以 上